

令和5年保育士試験[後期]

受験申請の手引き

郵送申請用

本手引きは郵送申請用です。オンライン申請の方は使用できません。
オンライン申請を行う方はホームページを確認してください。

受験申請書
受付期間

令和5年7月6日(木)～7月26日(水)

7月26日(水)消印まで有効(簡易書留に限る)

※ 期限を過ぎてからの受験申請は、いかなる場合であっても**一切受け付けません。**
※ 前期実技試験を受験した方はP11の4.を参照してください。

試験日

筆記試験：令和5年10月21日(土)・22日(日)

実技試験：令和5年12月10日(日)

※ 自然災害や感染症等により試験が中止となった場合、再試験は行いません。(当協議会ホームページにて掲載します。)

本冊子・同封の書類は大切に保管してください。

1. 令和5年 保育士試験[後期] 受験票・通知書送付等のスケジュール

※大阪府地域限定保育士試験のスケジュールは、別紙[大阪府地域限定保育士試験のご案内]参照

受験申請書受付

7月6日(木) ~ 7月26日(水)

筆記試験受験票送付

10月6日(金) ~ 10月13日(金)

※筆記試験・実技試験が全て免除の方には、合格通知書を送付します。
※筆記試験全科目免除者には筆記試験受験票は送付しません。

筆記試験

10月21日(土)・10月22日(日)

※筆記試験の正答は11月28日(火)に当協議会ホームページに掲載します。

筆記試験結果通知書

実技試験受験票

送付

11月28日(火) ~ 12月4日(月)

筆記試験を
全科目合格

筆記試験を
1科目以上合格

筆記試験の
合格科目なし
(全科目欠席)

幼稚園教諭免許状所有者等で実技試験が免除の方

YES

NO

実技試験

12月10日(日)

実技試験に合格した

YES

NO

合格通知書送付

一部科目合格通知書送付

送付物なし

令和6年1月12日(金) ~ 1月19日(金)

見込み受験 をされた方には「仮通知書」を送付します。

仮通知書(仮合格通知書・仮一部科目合格通知書)に記載の見込み受験解消書類を提出後、正式な通知書を送付します。

見込み受験とは… (1) 卒業見込みで受験申請した方
(2) 大学在学2年未満または62単位以上修得見込みで受験申請した方

※各受験票・通知書の詳細はP31~32を確認してください。

※合格通知書が届いた方は、P32「8.保育士の登録について」を確認してください。

目的別目次

1 申請する

受験申請方法について説明します。
幼稚園教諭免許状を有する者における特例制度 ⇒ P19～22

⇒P3～をご覧ください。

申請
する

2 受験する

試験日や試験内容・会場について説明します。

⇒P25～をご覧ください。

受験
する

3 大阪府および沖縄県の 保育士試験について

⇒P35をご覧ください。

大阪府および
沖縄県の試験
について

4 質問する

よくある質問について掲載しています。

⇒P36～をご覧ください。

質問
する

【保育士の資格と保育士試験とは】児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）より抜粋

- ・保育士とは保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。
- ・保育士試験は、内閣総理大臣の定める基準により、保育士として必要な知識及び技能について行う。
- ・保育士試験は、毎年1回以上、都道府県知事が行う。
- ・都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であって、保育士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事が指定する者に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

1 申請する

1. 受験手数料および支払方法について

注意：払込取扱票は2種類あります。

該当する手数料が印字されている用紙を使用して払い込みしてください。

【筆記試験・実技試験のいずれかに受験する科目(分野)がある方】

【受験手数料】 **12,700円**

【幼稚園教諭免許状所有者等で筆記試験・実技試験が全て免除の方】

【受験手数料】 **2,400円**

同封の払込取扱票(3連式)により、**郵便局の窓口**にて所定の金額を払い込み、振替払込受付証明書(お客様用) **B** を切り離し、受験申請書(裏面)の指定位置に貼付してください。

■払込取扱票

振替払込受付証明書

■受験申請書(裏面)

- (1) ATMでの払い込みはしないでください。また、現金・現金書留・郵便小為替・収入印紙では受け付けできません。(データ管理の都合上、ATMではなく窓口にて払い込み願います。)
- (2) 振替払込請求書兼受領証(上の図 **A** の部分)と書留・特定記録郵便物等受領証(郵便局の窓口で、簡易書留にて送る際に控えとして渡されます。)は**大切に保管してください**。筆記試験受験票(または実技試験受験票、もしくは合格通知書)の未着や、払い込みの確認の際に必要な場合があります。
- (3) 振込手数料は、受験申請者の負担となります。
- (4) 受験申請書受理後、自己都合による辞退や試験当日の欠席、また自然災害・感染症等による試験中止の場合等、いかなる場合も受験手数料の返金はできません。
- (5) 収納印(受付局日付)が押印されていない振替払込受付証明書は、受け付けできません。
- (6) 今回の手引きに**同封している払込取扱票以外**は**使用しないでください**。
※前回の手引きに同封されていた払込取扱票等は使用不可。

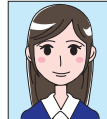
2. 受験申請書類提出(郵送)方法および受付期限について

① 受験申請書

[表面]

受験申請書の記入方法は、
[様式集] (表紙の裏面)「受験
申請書の記入について」を
参照してください。

■ 証明写真



必ず貼付してください。
詳しくは、[受験申請書・様式集]
の表紙裏を確認してください。

[裏面]

■ 振替払込受付証明書

※ 前ページ参照

② 必要書類

受験資格等により
異なります。

P6を参照して
ください。

①と②を全て専用封筒に入れ、
必ず郵便局の窓口から

簡易書留にて郵送してください

専用封筒

1718536
東京都豊島区高田3-19-10
保育士試験実技試験
一般社団法人 全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター 宛

簡易書留 ※本封筒には簡易書留の欄が記入されています。
[令和5年保育士試験(後期)受験申請書類 在中]

令和5年7月26日(水)までの消印に限り受付
郵便局の窓口で必ず「簡易書留」にて郵送してください。

[受験申請書受付期限] 令和5年7月26日(水)消印まで有効

注意1：期限を過ぎてからの受験申請は、いかなる場合であっても**一切受け付けません**。

注意2：**必ず同封の専用封筒を使用し簡易書留にて郵送**してください。(1つの専用封筒で受験申請できるのは1人分です。)

注意3：普通郵便(ポスト投函)等で発送し、未着などの事故が生じた場合、当協議会では責任を負いません。

注意4：提出された受験申請書等は、受理後、返却できません。

注意5：受験申請に必要な書類はP6を参照し、提出漏れのないよう注意してください。受験申請書提出後の内容変更は一切受け付けられません。

以上の注意を守らない場合は受験申請(免除申請)できません。

前期(7月)実技試験受験者の申請期間について

令和5年保育士試験(前期)実技試験不合格者の方は、令和5年8月17日(木)消印まで有効です。

P.11「4. 前期(7月)実技試験受験者の申請期間について」参照

筆記試験・実技試験が全て免除の方の受験申請期間について

幼稚園教諭免許状所有者等で、筆記試験・実技試験が全て免除になる方を対象とした受験申請期間を今回の後期試験に加え、10月にも設けます。詳しくは当協議会ホームページをご確認ください。

3. 受験申請地について

保育士試験は都道府県が実施する試験を一般社団法人 全国保育士養成協議会が各都道府県から指定を受けて実施しています。受験申請者は必ず受験申請をする都道府県(受験申請地)を選択して、**受験申請書の「受験申請地」欄(下図)に、希望する受験申請地を記入してください。(受験申請書裏面参照)**

前回と異なる受験申請地でも結構です。

※受験資格認定(知事認定)により受験している方は、認定を受けた都道府県でのみ受験申請が可能です。他の都道府県を希望する場合は、その都道府県で改めて手続きをし、「受験資格認定証」のコピーを提出する必要があります。

(1) **受験申請書提出後は、受験申請地(試験会場)の変更はできません。**

(2) 北海道を希望する方は筆記試験の会場を「札幌」「函館」「旭川」「北見」「帯広」「釧路」から選択してください。沖縄県を希望する方は筆記試験の会場を「沖縄」「宮古島」「石垣」から選択してください。
注意：実技試験は各道県とも1会場のみ設置します。

(3) 試験会場は各都道府県に1会場以上設置します。なお、現住所以外の都道府県での受験も可能です。
※試験会場は県庁所在地になるとは限りません。

(4) 筆記試験、実技試験とも同一都道府県での受験となります。

(5) **試験会場は9月頃から確定次第、順次当協議会ホームページに掲載します。**

注意1：ホームページ掲載前の電話、メールによる会場のご案内は行っておりません。

注意2：**ご自身の試験会場は受験票(P31参照)で確認してください。**

ホームページ掲載後、受験者数の増加等によって会場が追加・変更される場合があります。

受験票に記載された試験会場以外では受験できません。

注意3：試験会場への交通アクセス・注意事項は、『受験票』に掲載します。

注意4：**受験申請地によっては複数会場設置される場合がありますが、北海道、沖縄県を除き都府県内での会場の選択はできません。また遠方の会場になった場合も変更はできません。**

注意5：**P25「1. 受験(筆記・実技)の際の注意事項について」を併せて確認してください。**

(6) **幼稚園教諭免許状所有者等で、筆記試験・実技試験が全て免除の方は**、試験会場へ赴く必要はありませんが、保育士試験は都道府県が実施しますので、**受験申請地を記入してください。**未記入の場合、現住所の都道府県が受験申請地となります。なお、受験申請した都道府県以外でも保育士として勤務することは可能です。

(7) **大阪、沖縄、宮古島、石垣を希望する場合は、P35を確認してください。**

受験申請書「受験申請地」記入欄

受験申請地								
札幌	青森	茨城	神奈川	長野	京都	島根	愛媛	大分
函館	岩手	栃木	新潟	岐阜	大阪	岡山	高知	宮崎
旭川	宮城	群馬	富山	静岡	兵庫	広島	福岡	鹿児島
北見	秋田	埼玉	石川	愛知	奈良	山口	佐賀	沖縄
帯広	山形	千葉	福井	三重	和歌山	徳島	長崎	宮古島
釧路	福島	東京	山梨	滋賀	鳥取	香川	熊本	石垣

4. 受験申請に必要な書類について

必要書類は、該当する受験資格等によって異なります。

詳しくは、以下**1**～**6**の該当するページをよく読み、受験申請書と併せて書類を**全て提出**してください。受験申請受理後、提出した書類は**返却できません**ので、コピーをとりお手元に保管してください。

受験申請に必要な書類が同封されていない等の不備がある場合は**受験申請(免除申請)を受理できない**場合があります。

1

初めて受験申請される方

※前回の受験申請が平成27年以前の方も含む



P7～8を
ご覧ください

2

平成28年～令和5年に受験申請された方

(神奈川県独自地域限定保育士試験含む)

※合格科目がない方も含む



P9～12を
ご覧ください

3

平成31年(令和元年)・令和2年に合格科目がある方

筆記試験合格科目免除期間延長制度



P13～16を
ご覧ください

4

幼稚園教諭免許状所有者の免除について



P17～18を
ご覧ください

5

特例制度について

幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格取得特例



P19～22を
ご覧ください

6

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格所有者の免除について



P23～24を
ご覧ください

改姓・改名された方

必要書類に旧姓(旧名)が記載されている方(現姓および旧姓両方の記載がある場合も必要)は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。

(戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。)

*保育士試験免除指定科目専修者^{※1}は、保育士試験免除指定科目専修証明書の原本が必要です。

※1 内閣総理大臣が保育士試験の科目免除に指定した学校等(指定保育士養成施設は該当しません)で、指定する科目を全て専修し、卒業した者。卒業した学校等が対象かは事前に保育士試験事務センターに電話でお問い合わせください。

1

初めて受験申請される方

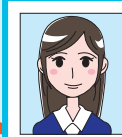
※前回の受験申請が平成27年以前の方も含む

1. 受験申請に必要な書類について

①同封の受験申請書

⇒[受験申請書・様式集]表紙の中面にあります。

■証明写真



必ず貼付してください。

詳しくは、「受験申請書・様式集」の表紙裏を確認してください。

次ページの表を参照し、提出する必要書類に該当する区分No.を記入してください。

■振替払込受付証明書

詳しくはP3を確認してください。

②受験資格を証明する書類

卒業証明書等の証明書類

受験資格を証明する書類

原本

受験資格によって異なります。

- 証明書の発行年月に指定はありません。
- 証明書の厳封は不要です。

次ページにて、該当する必要書類を確認し、**必ず原本を提出してください。**

※平成28年～令和5年(神奈川県独自地域限定保育士試験含む)に受験申請した場合(合格科目がなくても可)、P9～12を参照してください。

見込受験について(初受験者区分「B-2」・「C-2」・「D-2」・「D-4」・「E-2」・「F-2」・「G-2」・「H-2」の方) 今回見込受験をされる方

- 令和6年4月末までに、仮通知書(仮合格通知書・仮一部科目合格通知書)に記載の見込受験解消書類を提出してください。期日までに提出ができない場合、試験結果が無効となる場合がありますのでご注意ください。
- 令和5年度中(令和6年3月まで)に見込受験の条件を満たさなかった場合は、今回(令和5年後期)の試験結果は無効となり、受験手数料の返金もできません。

見込受験の条件を満たさない場合は・・・

「卒業できなかった場合」、「62単位以上修得できなかった場合」あるいは「在学期間が2年間に満たなかった場合」のこと。

見込受験の条件を満たさないと判明したら、至急保育士試験事務センターに電話で連絡してください。

幼稚園教諭免許状所有者の免除について

➡ P17～18を併せてご覧ください。

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格所有者の免除について

➡ P23～24を併せてご覧ください。

区分	区分No.	受験資格	必要書類(全て原本)※1	
学校教育法による	幼稚園教諭 免許状所有者	Y-1	幼稚園教諭免許状を大学(大学院)を卒業(修了)して取得した者	幼稚園教諭免許状のコピー ※左記以外の方法で取得された方は、受験申請前に保育士試験事務センターへ連絡してください。 ※卒業証明書等の提出は不要。
		Y-2	幼稚園教諭免許状を短期大学・専修学校等を卒業して取得した者	
	大学 (学部・学科不問、別科不可)	A-1	卒業した者	学校所定の卒業証明書(卒業証書等不可)
		A-2	大学院在学中もしくは修了した者※4	学校所定の在学(修了)証明書(修了証書等不可)
		B-1	満2年以上在学かつ62単位以上修得済の者(大学卒業が見込まれる者・中退者も含む)	同封の【様式5】在学期間・単位修得証明書 注意:【様式5】が提出できない場合は下記※2参照
		B-2	現在在学中で、令和6年3月までに在学2年以上かつ62単位以上修得が見込まれる者	学校所定の在学証明書 (P7「見込み受験について」参照)
			編入学し、現在在学中の者	保育士試験事務センターへ連絡してください。
	短期大学※3 (学科不問、別科不可)	C-1	卒業した者	学校所定の卒業証明書(卒業証書等不可)
		C-2	現在在学中で、令和6年3月までに卒業が見込まれる者	学校所定の卒業見込証明書 (P7「見込み受験について」参照)
		C-3	短期大学専攻科在学中もしくは修了した者	学校所定の在学(修了)証明書(卒業証書等不可)
	専修(専門)学校 (学科不問) (修業年限2年以上)	D-1	専修学校の専門課程を卒業した者(詳細はP33の11.(1)の⑤-(ア)参照)	同封の【様式6】専修学校卒業(見込)証明書(卒業証書等不可)
		D-2	専修学校の専門課程に現在在学中で、令和6年3月までに卒業が見込まれる者(詳細はP33の11.(1)の⑤-(イ)参照)	注意:学校所定の卒業(見込)証明書は不可 (P7「見込み受験について」参照)
	各種学校 (学科不問) (修業年限2年以上)	D-3	各種学校を卒業した者	同封の【様式7】卒業(見込)証明書(卒業証書等不可)
		D-4	各種学校に現在在学中で、令和6年3月までに卒業が見込まれる者(詳細はP33の11.(1)の⑤-(イ)参照)	注意:学校所定の卒業(見込)証明書は不可 (P7「見込み受験について」参照)
	専修学校高等課程 (修業年限3年以上)	D-5	平成3年3月31日以前に専修学校の高等課程を卒業した者(詳細はP33の11.(1)の⑤-(ウ)参照)	
	高等専門学校	E-1	卒業した者	学校所定の卒業証明書(卒業証書等不可)
		E-2	現在在学中で、令和6年3月までに卒業が見込まれる者	学校所定の卒業見込証明書 (P7「見込み受験について」参照)
	高等学校専攻科 (修業年限2年以上)	F-1	卒業した者	同封の【様式7】卒業(見込)証明書(卒業証書等不可)
		F-2	現在在学中で、令和6年3月までに卒業が見込まれる者	
中等教育学校 後期課程専攻科 (修業年限2年以上)	G-1	卒業した者	注意:学校所定の卒業(見込)証明書は不可 (P7「見込み受験について」参照)	
	G-2	現在在学中で、令和6年3月までに卒業が見込まれる者		
特別支援学校 専攻科 (修業年限2年以上)	H-1	卒業した者	同封の【様式7】卒業(見込)証明書(卒業証書等不可)	
	H-2	現在在学中で、令和6年3月までに卒業が見込まれる者		
高等学校卒業	J-1	平成3年3月31日以前に卒業した者	学校所定の卒業証明書(卒業証書等不可)	
	J-2	平成8年3月31日以前に保育科を卒業した者		
高等学校卒業 +勤務経験	K-1	平成3年4月1日以降に高等学校を卒業した者で、(保育科は平成8年4月1日以降)児童福祉施設で2年以上2,880時間以上児童の保護に従事した者(詳細はP33の11.(1)の⑦参照)	①学校所定の卒業証明書(卒業証書等不可) ②同封の【様式8】児童福祉施設勤務証明書	
勤務経験	L-1	児童福祉施設で5年以上7,200時間以上児童の保護に従事した者(詳細はP33の11.(1)の⑧参照)	同封の【様式8】児童福祉施設勤務証明書	
小規模認可保育所勤務 認可外保育施設勤務 放課後等デイサービス勤務 大学校、短期大学校卒業等	M-1	受験資格認定(知事認定)による受験	都道府県知事発行の 保育士試験受験資格認定証のコピー 都道府県に認定申請をされていない方は、P33の12.を参照し受験資格認定申請を行ってください。 P34「(2)受験資格認定基準」を参照 【受験資格認定申請書】、【認可外保育施設勤務証明書】を保育士試験事務センターに提出しても受験できません。	
その他		外国の大学、短期大学等を卒業した者	受験申請前に必ず保育士試験事務センターに連絡してください。	

上記に該当しない方は、受験申請前に保育士試験事務センターへお問い合わせください。

※1 コピーの記載があるもの以外は全て原本で提出してください。証明書の発行年月日に指定(3か月以内等)はありません。

また証明書の厳封は不要です。

※2 同封の【様式5】「在学期間・単位修得証明書」が提出できない場合は、学校所定の証明印のある「在学期間がわかる証明書(在学証明書)」と「62単位以上修得済を証明する書類(成績証明書等)」を提出してください。

※3 短期大学に2年以上在学かつ62単位以上修得し中退した方は、受験申請前に必ず保育士試験事務センターに電話で連絡してください。

※4 大学院の入学を、大学卒業以外で認められた方は、保育士試験事務センターに電話で連絡してください。

改姓・改名
された方

必要書類に旧姓(旧名)が記載されている方(現姓および旧姓両方の記載がある場合も必要)は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。(戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。)

2

平成28年～令和5年に受験申請された方 (神奈川県独自地域限定保育士試験含む) ※合格科目がない方も含む

1. 概要

平成28年以降に受験申請したことがある方(合格科目がない方も含む)は、**いずれかの受験年の筆記試験結果通知書等のコピーを提出し**、受験申請書に「管理ID」(次ページ「各通知書等見本」参照)を記入することで、P7～8に記載の必要書類(卒業証明書等)および、**当該受験申請時に提出した免除申請に必要な書類(以下①～③の書類)の提出が不要**となり、受験申請時に免除申請した科目が免除されます。**ただし、平成31年(令和元年)、令和2年の合格科目を免除する場合(合格科目免除期間延長制度対象者)は、様式3、4の提出が必要になります。**(P13～16参照)
毎年、該当年は異なります。

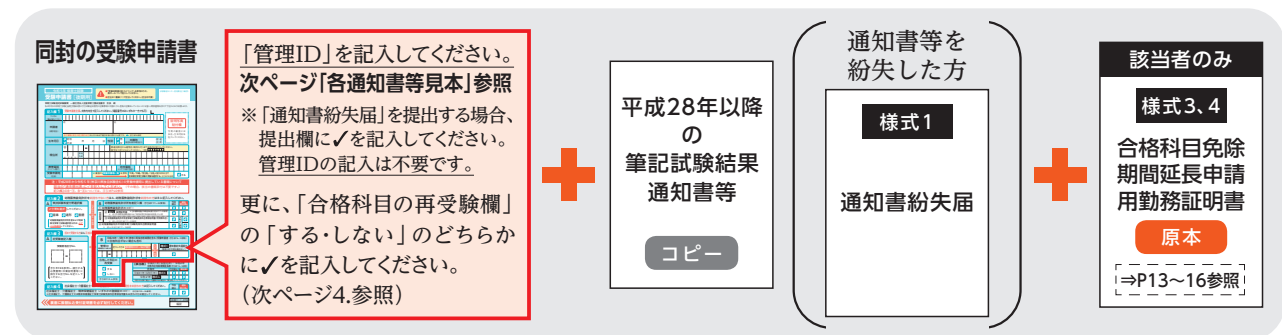
- ① 幼稚園教諭免許状のコピー
- ② **様式2** 実務証明書
- ③ 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士のいずれかの登録証のコピー

また、「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」、「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」および「社会福祉士・介護福祉士又は精神保健福祉士保育士試験免除科目専修証明書」は試験科目改正の経過措置終了に伴い、平成28年以降に提出したことがある方も**再度提出が必要**です。提出できない場合は免除されません。但し、令和5年前期および令和5年神奈川県独自地域限定試験において既に提出された方は不要です。(P40参照)

※平成28年以降に提出していない(新たに取得した)書類がある場合は、下の「追加の免除申請をする方」を参照してください。

2. 受験申請に必要な書類について

上記1.に該当する書類は提出不要ですが、平成28年以降のいずれかの受験年の筆記試験結果通知書等のコピーは提出が必要です。



追加の免除申請をする方

平成28年～令和5年(神奈川県独自地域限定保育士試験含む)の受験申請時に免除申請していない免除申請書類(幼稚園教諭免許状のコピー、各福祉士登録証等のコピー)がある場合は、該当する免除申請書類を提出してください。(P6の該当項目参照)

- 例) ・令和5年前期試験申請後に、幼稚園教諭免許状を取得した。
 ・令和5年前期試験申請後に、介護福祉士資格を取得した。
 ・特例制度における実務経験の条件を満たした。

令和4年に見込み受験申請された方

- ・現時点で見込受験解消書類を提出していない方は、**早急に見込受験解消書類を提出してください。**
 - ・令和4年度中(令和5年3月まで)に見込条件を満たさない場合は、受験資格はなかったものとして当該試験までの試験結果は全て無効となり、当該試験までの受験手数料の返金もできません。
- ※受験申請の際に見込受験解消書類を同封された場合、提出方法が異なるため見込受験解消書類として受理されませんので、ご注意ください。

各通知書等見本 ※以下①～③のいずれか一通のみを提出してください。

① 筆記試験結果通知書	② 一部科目合格通知書	③ 様式1 通知書紛失届

①、②の書類は上の見本の青枠内が全て写るようにA4用紙にコピーし提出してください。(感熱紙不可)
 複数の通知書をお持ちの方(複数回受験した方)で、異なる管理IDが記載されている場合は受験申請前に保育士試験事務センターに電話で連絡してください。

3. 合格科目がある方の免除期間について

合格した筆記試験科目は、合格した年を含めて3年間免除されます。
 また、3年間を経過した場合でも、筆記試験合格科目免除期間延長制度(以後、延長制度という。)を利用できれば最長5年間(合格した年を含む)免除されます。詳しくはP13～16を確認してください。

※延長制度を利用できない(条件を満たさない)場合は、合格科目があっても免除されません。

令和5年の免除対象年 (神奈川県独自地域限定保育士試験含む)	免除対象者
令和3年・令和4年 平成31年(令和元年)・令和2年	免除申請者全員 延長制度利用者のみ (P13～16参照)

4. 合格して免除申請した科目の受験について(再受験)

<p>Q1. 再受験とはなにか。</p> <p>A. すでに合格している免除期間内の科目をもう一度受験することです。※受験票には「免再」と記載されます。</p>
<p>Q2. 再受験するメリットはなにか。</p> <p>A. 合格した筆記試験科目の有効期限は、通常、合格した年を含め3年間ですが、再受験して再度合格した科目は、有効期限が本年(令和5年)を含め3年間となります。</p>
<p>Q3. 再受験を希望して、欠席した(または不合格だった)場合、どうなるか。</p> <p>A. 免除申請科目を再受験して、不合格または欠席した場合でも、今回(令和5年後期)の試験は免除されます。 ※欠席する場合の連絡は不要です。</p>
<p>Q4. 再受験を希望した場合、全ての科目を受験しないといけないのか。</p> <p>A. 受験したい科目だけで構いません。(上記Q3-Aを参照)</p>
<p>Q5. 平成31年(令和元年)・令和2年に合格した科目も再受験できるか。</p> <p>A. 平成31年(令和元年)・令和2年合格科目免除期間延長制度の対象となる方はできます。(P13～16参照) ※受験票には「免再」と記載されます。</p>
<p>Q6. 再受験を希望するにはどのような手続きが必要か。</p> <p>A. 右図、「記入例」を参照し、受験申請書の「合格科目の再受験欄」の「する」に✓を記入してください。 ※する・しない両方に記入がない場合は、再受験「する」となります。 ※合格科目がない方は記入不要です。</p>

【記入例】

か の 記 入 が 必 須	<input type="checkbox"/> しない <input checked="" type="checkbox"/> する 手引きP10.4.参照
---------------------------------	---

【該当者】平成31年(令和元年)・令和2年合格科目免除期間延長者(手引きP13～16参照)
 合格年 今年提出 提出済
 平成31年(令和元年) (様式3)
 令和2年 (様式4)
 令和5年以降に提出した書類がある場合は、「提出済」に✓してください。

申請する

受験する

大阪府および沖縄県の試験について

質問する

令和5年神奈川県独自地域限定保育士 試験を受験申請された方の注意事項

※ 前期(7月)実技試験を受験した方は4.参照

1. 受験申請地について

受験申請をする都道府県(受験申請地)を必ず記入してください。

令和5年の前期試験または神奈川県独自地域限定保育士試験受験申請時と異なる申請地を選択できます。

※大阪、沖縄、宮古島、石垣を選択する場合はP35を参照してください。

※受験資格認定(知事認定)により受験申請した方は、認定を受けた都道府県でのみ受験申請が可能です。

2. 実技試験の選択について

幼稚園教諭免許状所有者および地域限定保育士試験を受験する方以外は申請書記入欄2のAに実技試験3分野から2分野を選択し、✓してください。

※令和5年前期試験受験申請の際に選択した2分野と異なっても結構です。

3. 再受験の選択について

令和5年の前期または神奈川県独自地域限定保育士試験受験申請の際に免除申請した平成31年(令和元年)～令和4年の合格科目の再受験については、申請書記入欄3のB「合格した科目の再受験」の「する」、「しない」のいずれかに✓してください。(P10.4.参照)

令和5年の前期または神奈川県独自地域限定保育士試験筆記試験に合格した科目の再受験はできません。(合格した科目は後期試験で免除されます。)

※同年(令和5年)に合格した科目の免除期間は、後期に合格した場合の免除期間(令和7年まで)と変わらないため。

4. 前期(7月)実技試験受験者の申請期間について

令和5年前期実技試験に進んだ方は

8月4日(金)～8月13日(日)に発送する実技試験結果通知書を確認し、結果が不合格だった場合は

8月17日(木)消印有効までに受験申請をしてください。

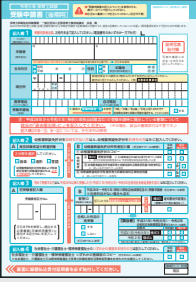
※上記期限を過ぎてからの受験申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

5. 申請書記入時の注意事項

- ①記入欄3のB「管理ID」欄に受験票に記載されている「管理ID」を記入してください。
※申請期日までに受験票が届かない場合は、**様式1** 通知書紛失届を記入し、提出してください。
- ②令和5年の前期試験以前、または神奈川県独自地域限定保育士試験申請時に提出している書類がある場合は、申請書記入欄2、3、4の「過去提出済(提出済)」欄に✓してください。

6. 受験申請に必要な書類について

受験申請書



※「管理ID」を記入

令和5年
神奈川県
独自地域限定
保育士試験
筆記試験受験票
コピー
※受験申請後に神奈川県より申請者宛に郵送されます。

通知書等を紛失した方
様式1
通知書紛失届

平成28年～令和5年(前期)に受験申請された方は、平成28年以降の筆記試験結果通知書等のコピー(もしくは**様式1**)でも受験申請できます。(いずれか1通のみ提出してください。)

7. 追加の免除申請について

令和5年の前期試験または神奈川県独自地域限定保育士試験受験申請の際に提出した書類(卒業証明書、幼稚園教諭免許状のコピー等)を改めて提出する必要はありませんが、**令和5年の前期または神奈川県独自地域限定保育士試験に免除申請していない免除申請書類(追加の免除申請)がある場合は該当する免除申請書類(P6参照)を提出してください。(申請書の該当の「今回提出」欄に✓してください。)**

後期試験の受験申請後に神奈川県独自地域限定保育士試験の結果により辞退する場合(後期試験が受験不要になる等)においても受験手数料の返金はできません。

3

平成31年(令和元年)・令和2年に合格科目がある方 筆記試験合格科目免除期間延長制度

1. 令和5年の延長制度について

通常3年間(合格した年を含む)の合格科目の有効期間を、対象施設において対象期間内に所定の勤務期間および勤務時間、児童等の保護または援護もしくは幼児の教育(保育)に直接従事した場合、最長5年まで延長できる制度です。令和5年の試験では、平成31年(令和元年)および令和2年の合格科目を免除することができます。

2. 対象施設

- (1) 児童福祉施設(児童福祉法第7条第1項によって定められた次の12種類の施設)
 1. 助産施設・2. 乳児院・3. 母子生活支援施設・4. 保育所(保育所型認定こども園を含む)・5. 幼保連携型認定こども園・6. 児童厚生施設・7. 児童養護施設・8. 障害児入所施設・9. 児童発達支援センター・10. 児童心理治療施設・11. 児童自立支援施設・12. 児童家庭支援センター
- (2) 認定こども園(認定こども園法^{※1}第2条第6項に規定する認定こども園)
- (3) 幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む))
- (4) 家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業)
- (5) 小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業)
- (6) 居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業)
- (7) 事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業)
- (8) 放課後児童健全育成事業(児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業)
- (9) 一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業)
- (10) 離島その他の地域において特例保育(子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育)を実施する施設(旧へき地保育所)
- (11) 小規模住居型児童養育事業(児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業)
- (12) 障害児通所支援事業(児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(放課後等デイサービス・児童発達支援のみ))
- (13) 一時保護施設(児童福祉法第12条の4に規定する一時保護施設)
- (14) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
 - ・ 障害者総合支援法^{※2}に規定する障害者支援施設
 - ・ 障害者総合支援法^{※2}に規定する指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る)
- (15) 認可外保育施設(児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項もしくは同法第35条第4項の認可または認定こども園法^{※1}第17条第1項の認可を受けていないもののうち、次に掲げるもの)
 - ① 児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
 - ② ①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - ③ 児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設
 - ④ 国、都道府県または市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

注意：認可外保育施設で勤務の場合、「合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書」も併せて必要です。勤務施設が対象施設であることを都道府県等が証明する書類ですので、該当する方は施設が所在する都道府県の保育主管課にお問い合わせください。

また、上記(1)～(7)の施設において認可(認定)日前の施設が(15)認可外保育施設に該当し、その勤務経験を含める場合は「合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書」が必要です。認可(認定)日前の施設での勤務期間が対象になるかは、施設が所在する都道府県の保育主管課に確認してください。

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)

※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

3. 免除申請するために必要な勤務期間と総勤務時間数について

① 平成31年(令和元年)に合格した科目を免除申請するために必要な勤務期間と総勤務時間数について

平成31年(令和元年)4月～令和5年3月までの間に、2年以上かつ2,880時間以上の勤務経験がある方は免除申請できます。

平成31年(令和元年)度 平成31年4月～令和2年3月	令和2年度 令和2年4月～令和3年3月	令和3年度 令和3年4月～令和4年3月	令和4年度 令和4年4月～令和5年3月	令和5年度 令和5年4月～令和6年3月
				対象期間外

注意：平成31年(令和元年)3月以前および令和5年4月以降の勤務経験は含めることができません。

② 令和2年に合格した科目を免除申請するために必要な勤務期間と総勤務時間数について

令和2年4月～令和5年3月までの間に、1年以上かつ1,440時間以上の勤務経験がある方は免除申請できます。

平成31年(令和元年)度 平成31年4月～令和2年3月	令和2年度 令和2年4月～令和3年3月	令和3年度 令和3年4月～令和4年3月	令和4年度 令和4年4月～令和5年3月	令和5年度 令和5年4月～令和6年3月
対象期間外				対象期間外

注意：令和2年3月以前および令和5年4月以降の勤務経験は含めることができません。

【上記①、②についての補足説明】

- 勤務期間と総勤務時間数は複数施設による合算が可能です。(P16のQ7参照)
- 以下のような場合は勤務経験に含めることができません。

① 平成31年(令和元年)の合格科目を免除申請する場合で、平成30年4月～令和2年3月の期間で2年以上かつ2,880時間以上の勤務経験あり

⇒ 平成30年4月～平成31年(令和元年)3月の1年間は対象期間外の為、勤務経験として含めることができません。

② 令和2年の合格科目を免除申請する場合で、平成31年(令和元年)4月～令和3年3月の期間で1年以上かつ1,440時間以上の勤務経験あり

⇒ 平成31年(令和元年)4月～令和2年3月の1年間は対象期間外の為、勤務経験として含めることができません。

③ 平成31年(令和元年)の合格科目を免除申請する場合で、令和3年4月～令和5年9月の期間で2年以上かつ2,880時間以上の勤務経験あり

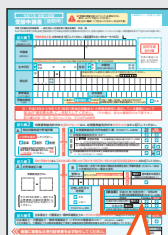
⇒ 令和5年4月～令和5年9月の6か月間は対象期間外の為、勤務経験として含めることができません。

4. 受験申請時に必要な書類について

注意：令和5年前期および令和5年神奈川県独自地域限定保育士試験の受験申請時に提出した方に限り再提出は不要です。その場合は申請書該当項目(提出済)に✓してください。
 ※受験申請時に必要書類が提出されていない場合は、免除科目があっても免除できません。

免除申請する合格科目	必要書類(原本)
	※併せて平成28年以降のいずれか1通の筆記試験結果通知書等のコピーが必要
平成31年(令和元年)のみ	様式3 「平成31年(令和元年)合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」
令和2年のみ	様式4 「令和2年合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」
平成31年(令和元年)と 令和2年	① 様式3 「平成31年(令和元年)合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」 ② 様式4 「令和2年合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」 ※①、②両方の証明書を提出してください。
注意： 認可外保育施設(P13の2.対象施設(15)参照)で勤務の場合、「合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書」も併せて必要です。(次ページQ8参照)	

同封の受験申請書



様式3
平成31年(令和元年)
合格科目
免除期間
延長申請用
勤務証明書
原本

様式4
令和2年
合格科目
免除期間
延長申請用
勤務証明書
原本

認可外保育施設
勤務者のみ
合格科目免除
期間延長申請用
認可外保育施設
証明書
原本



平成28年以降
の
筆記試験結果
通知書等
コピー
[⇒P9~10参照]

通知書等を
紛失した方
様式1
通知書紛失届

該当の書類を提出する場合、受験申請書の「今回提出」欄に✓を記入してください。

【該当者】	平成31年(令和元年)・令和2年 合格科目免除期間延長者(手引きP13~16参照)	合格年	今回提出	提出済
平成31年(令和元年)	(様式3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
令和2年	(様式4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

令和5年以降に提出した書類がある場合は、「提出済」に✓してください。

改姓・改名された方

必要書類に旧姓(旧名)が記載されている方(現姓および旧姓両方の記載がある場合も必要)は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。
 (戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。)

幼稚園教諭免許状所有者の免除について









P17~18を併せてご覧ください。

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格所有者の免除について



P23~24を併せてご覧ください。

5. 本制度に対するよくある質問

Q1.	平成31年(令和元年)および令和2年の一部科目合格通知書を紛失したので合格科目がわからない。						
A.	保育士試験事務センターに電話で連絡してください。						
Q2.	様式2 「実務証明書」を提出することで平成31年(令和元年)または令和2年に合格した科目を免除申請できるか。						
A.	様式2 「実務証明書」では平成31年(令和元年)または令和2年に合格した科目の免除申請はできません。						
Q3.	平成31年(令和元年)・令和2年に合格科目はあるが、令和3年以降は受験していない。卒業証明書等の受験資格を証明する書類は必要か。						
A.	いずれかの年の筆記試験結果通知書等のコピーを提出すれば、不要です。さらに 様式3 「平成31年(令和元年)合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」・ 様式4 「令和2年合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」が提出できれば、合格科目が免除されます。 ※ 様式3 ・ 様式4 いずれも提出できない場合は合格科目があっても免除されません。						
Q4.	再受験を希望して欠席または不合格の場合はどうなるか。						
A.	免除申請を行っているので、欠席または不合格であっても免除は有効です。(P10の4.参照)						
Q5.	平成31年(令和元年)に合格した科目は来年(令和6年)の試験でも免除申請はできるか。						
A.	できません。令和6年の試験は、令和2年および令和3年に合格した科目が本制度の対象です。						
Q6.	勤務していた施設がなくなってしまった場合どうすればよいか。						
A.	当該施設の設置者(法人・自治体)が存続していれば証明が可能です。また、統合等によって法的に事務を引き継いだ施設・団体等が証明できる場合は、引き継いだ施設・団体の長による証明も可能です。いずれも難しく証明ができない場合、または勤務当時は個人立の施設だった場合は、保育士試験事務センターに電話で連絡してください。						
Q7.	勤務期間と総勤務時間数は複数施設による合算は可能か。						
A.	可能です。下表(例)A園とB園の勤務経験を合算して2年以上かつ2,880時間以上となります。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【例】A園とB園での勤務経験</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)</th> <th style="width: 50%;">令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">  </td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> </tbody> </table>		【例】A園とB園での勤務経験		令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)	令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)		
【例】A園とB園での勤務経験							
令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)	令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)						
							
Q8.	認可外保育施設で勤務しているが、「合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書(以下、延長申請用施設証明書という)」はどのように発行してもらい提出するのか。						
A.	① 施設が所在する都道府県等の保育主管課に、勤務していた施設および期間が対象であることを確認のうえ、施設・期間ともに該当する場合は「延長申請用施設証明書」の用紙をもらう。 ② 様式3 (様式4)を施設に作成してもらいコピーをとる。 ③ ②をもとに①の「延長申請用施設証明書」(一部本人で記入)を作成する。 ④ ②のコピーと③の原本を併せて都道府県等に提出する。 ⑤ 都道府県等より証明印が押された「延長申請用施設証明書」が発行される。 ⑥ 受験申請時には②と⑤のそれぞれ原本を提出する。						
Q9.	昨年の受験申請時に 様式3 ・ 様式4 「合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」を提出したので、今回の提出は不要か。						
A.	受験年により必要な勤務期間および総勤務時間数が異なるため、毎年提出が必要です。ただし、令和5年の前期または神奈川県独自地域限定保育士試験の受験申請時に提出している場合は不要です。その場合は、申請書該当項目(提出済)に✓してください。						

4

幼稚園教諭免許状所有者の免除について

1. 概要

A 幼稚園教諭免許状所有者の免除内容について

幼稚園教諭免許状所有者(臨時免許を除く)は、免除申請をすることにより、「保育の心理学」「教育原理」「実技試験」が免除となります。免許の区分(1種、2種、専修)による違いはありません。(次ページA参照)

B 指定保育士養成施設での科目等履修による免除について

「保育の心理学」「教育原理」「実技試験」以外の残りの科目についても、指定保育士養成施設^{*2}において、卒業または科目等履修により筆記試験に対応する教科目を修得した場合、免除申請することにより、筆記試験科目が免除されます。(実務経験の有無は問いません。)**修得した教科目が、筆記試験科目に対応するかは、卒業した(教科目を修得した)学校(指定保育士養成施設)に確認してください。**(次ページB参照)

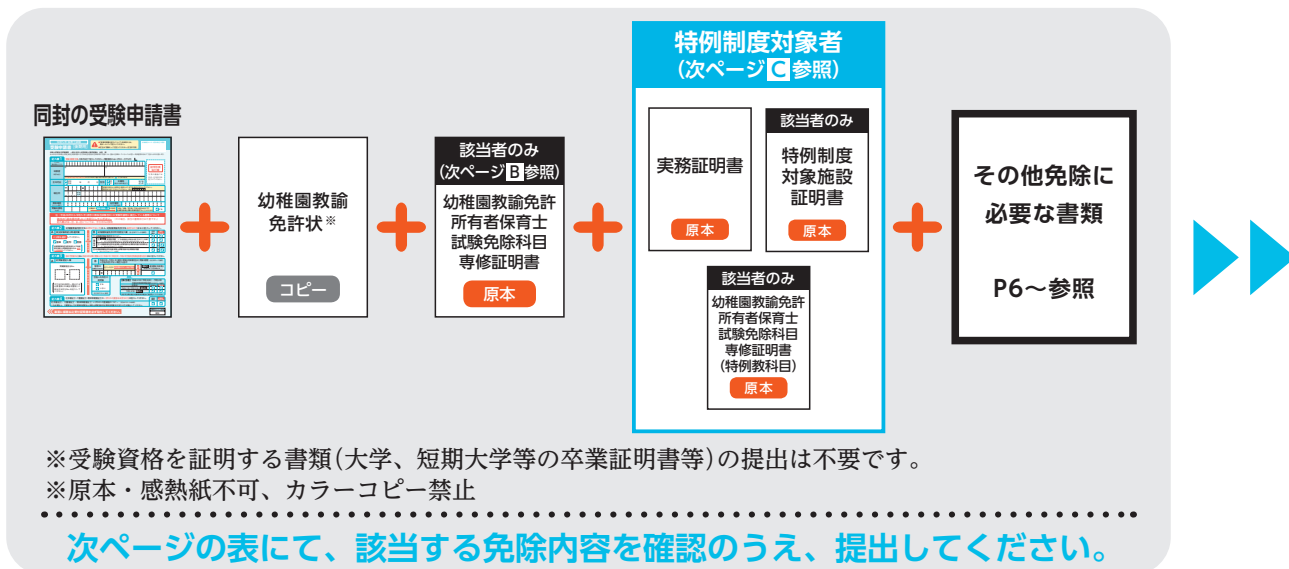
C 幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格取得特例(特例制度)

特例制度対象施設(幼稚園等)において「3年以上かつ4,320時間以上」の「実務経験」を有する方は「保育実習理論」が免除され(次ページC参照)、指定保育士養成施設における「学び」を行うこと(特例教科目の修得)により該当の試験科目が免除されます。詳しくはP19~22を確認してください。

2. 受験申請に必要な書類について

注意：受験申請時に必要書類が提出されていない場合は、免除科目があっても免除できません。

※平成28年~令和5年(神奈川県独自地域限定保育士試験含む)に受験申請している方はP9~12参照



改姓・改名された方

必要書類に旧姓(旧名)が記載されている方(現姓および旧姓両方の記載がある場合も必要)は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。

(戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。)

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格所有者の免除について



P23~24を併せてご覧ください。

免除対象者	必要書類	免除内容
A 幼稚園教諭免許状所有者	「幼稚園教諭免許状 ^{※1} のコピー」(公印が写るように) 注意：原本・感熱紙不可、カラーコピー禁止	・保育の心理学 ・教育原理 ・実技試験
B 指定保育士養成施設 ^{※2} での科目等履修により教科目を修得した者	①「幼稚園教諭免許状 ^{※1} のコピー」(公印が写るように) 注意：原本・感熱紙不可、カラーコピー禁止	・保育の心理学 ・教育原理 ・実技試験
	②「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書の 原本 」 注意：「単位修得証明書」・「成績証明書」等では免除申請できません。	・証明書に記載された試験免除科目 ^{※3}
C 特例制度対象者 ^{※4} (P19～22参照)	①「幼稚園教諭免許状 ^{※1} のコピー」(公印が写るように) 注意：原本・感熱紙不可、カラーコピー禁止	・保育の心理学 ・教育原理 ・実技試験
	②「 様式2 実務証明書 ^{※5} の 原本 」 ※認可外保育施設で勤務の場合、「特例制度対象施設証明書 ^{※6} の 原本 」も併せて必要	・保育実習理論
	③「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)の 原本 」※該当者のみ 注意：「単位修得証明書」・「成績証明書」等では免除申請できません。	・証明書に○がされた試験免除科目 ^{※3}

※1 教育職員(幼稚園教諭)免許状授与証明書のコピーでも結構です。幼稚園教諭免許状を交付した各都道府県の教育委員会が発行しています。

※2 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設。(児童福祉法第18条の6第1号にて規定)卒業した(教科目を修得した)学校が指定保育士養成施設かは卒業した学校、または施設に確認してください。また**修得した教科目が筆記試験科目に対応するかは、卒業した(教科目を修得した)学校(指定保育士養成施設)に確認してください。(P40参照)**

※3 証明書に記載の試験免除科目等は、提出前に必ず確認してください。

- ・平成24年の科目改正前の筆記試験科目(児童福祉・小児保健等)で記載されている場合は免除できません。
- ・令和2年の科目改正前の筆記試験科目(児童家庭福祉)で記載されている場合は免除できません。
- ・筆記試験科目名に「令和4年まで有効」と記載、証明書の発行が令和2年3月以前の場合も免除できません。

※4 受験申請の時点で、特例制度対象施設(P20参照)において「3年以上かつ4,320時間以上」の実務経験を満たしている必要があります。

※5 「**様式2**実務証明書」の記入については、別紙「作成にあたっての注意事項」を勤務施設の作成者に渡してください。「在職証明書」・「離職証明書」等では免除申請できません。

※6 P20の3.特例制度対象施設一覧の(9)で勤務の場合に必要です。(特例制度対象施設であることを都道府県等が証明する書類です。取得方法はP22のQ10参照)

注意1：平成28年～令和5年に受験申請したことがある方は「筆記試験結果通知書」等のコピー(P9～10参照)、平成31年(令和元年)・令和2年合格科目免除期間延長対象者は「**様式3**・**様式4**合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」(P13～16参照)の提出が必要です。

注意2：特例教科目ではなく、通常の養成課程の教科目(告示に定める教科目)を修得していた場合、特例教科目を修得しなくても筆記試験科目が免除になる場合があります。修得した教科目が筆記試験科目に対応するかは、教科目を修得した指定保育士養成施設に確認してください。

注意3：上の表の証明書等により免除される科目および実技試験の受験はできません。

5

特例制度について

幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格取得特例

1. 特例制度とは

幼稚園教諭免許状所有者(臨時免許を除く)が対象の制度で、「保育の心理学」・「教育原理」・「実技試験」に加え、**特例制度対象施設における「実務経験」により「保育実習理論」も免除**されます。

また、指定保育士養成施設における「学び」を行うことにより**該当の試験科目が免除**されます。

- ・特例制度対象施設における「実務経験」と指定保育士養成施設における「学び」の順番(前後関係)は問いません。

- ・**特例制度の実施期間については、令和2年より5年間延長されることになりました。**
※詳しくは当協議会ホームページの「特例制度について」を確認してください。

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭としての実務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員について、取得すべき8単位のうち更に2単位を修得したものとみなす特例措置が設けられました。(令和6年度末までの経過措置)

該当する方は保育士試験事務センターまでお電話にて連絡してください。

2. 特例制度対象者

幼稚園教諭免許状を取得後に、次ページ(1)～(9)の特例制度対象施設において「3年以上かつ4,320時間以上」の実務経験(児童の保護または幼児の教育(保育)に直接従事)を有する方です。

- ① 現在就労されていない方でも、過去に特例制度対象施設での勤務があれば免除申請することができます。
※施設が廃園している場合は、P22のQ6参照
- ② 実務経験は複数施設における合算も可能です。
- ③ 幼稚園教諭免許状取得前の勤務期間は含めることができません。
- ④ 実務経験は、主たる業務が事務・調理・運転手(送迎等)等、児童または幼児と直接携わらない勤務は該当しません。
- ⑤ 勤務当時が対象施設に該当するかは施設が所在する都道府県の保育主管課にお問い合わせください。
※現在は対象施設であっても、勤務当時が対象施設でない場合、その勤務期間は実務経験に含めることができません。
- ⑥ 「**様式2**実務証明書」を提出する必要があります。
※別紙「作成にあたっての注意事項」を併せて勤務施設の作成者に渡してください。
- ⑦ 受験申請の際は、P17～18に記載の必要書類を提出する必要があります。

3. 特例制度対象施設一覧

(1) 幼稚園

学校教育法第1条に規定する幼稚園(特別支援学校幼稚部含む)

(2) 認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)により認定された認定こども園

※認定前の勤務期間が認可外保育施設の場合は、(9)の条件を満たしている必要があります。

(3) 保育所

児童福祉法第39条第1項に規定する保育所(利用定員20人以上)

(4) 小規模保育事業(平成27年4月施行)

児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型および小規模保育事業B型に限る。)を実施する施設

(5) 事業所内保育事業(平成27年4月施行)

児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する定員6人以上の施設

※上記(4)、(5)については、平成27年度からの新規事業のため、各事業所の勤務対象期間は当該事業の認可日からになります。それ以前の勤務期間が対象期間(対象施設)になるかは、施設が所在する都道府県の保育主管課に確認してください。

(6) 公立の認可外保育施設

国、都道府県、市区町村が設置する施設であって、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設(同項に規定する保育所を除く)

(7) 離島その他の地域において特例保育(子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育)を実施する施設(旧へき地保育所)

(8) 幼稚園併設型認可外保育施設

児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する施設

(9) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)による証明書の交付を平成17年以降に受けた「認可外保育施設」(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

※平成17年以降で上記の証明書交付後の勤務期間および勤務時間が対象です。上記証明書の交付前または交付されていない期間の勤務期間および勤務時間は実務経験に含めることができません。

※実務証明書と併せて「特例制度対象施設証明書」の提出が必要です。勤務施設が対象施設であることを都道府県等が証明する書類です。(取得方法はP22のQ10参照)

※以下の施設は特例制度対象施設に該当しません。

- 当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり(入所児童の保護者と日単位または時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの)による施設
- 当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部または一部の利用による施設

4. 指定保育士養成施設における「学び」とは

指定保育士養成施設において特例制度における4教科(「福祉と養護(講義2単位)」「子ども家庭支援論(講義2単位)」「保健と食と栄養(講義2単位)」「乳児保育(演習2単位)」)。以下「特例教科目」という。)が実施されています。指定保育士養成施設が発行した「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」により下記の対応表のとおり筆記試験科目が免除されます。

※受験申請期日までに、「学び」を終えている(証明書を提出できる)必要があります。

また過去に指定保育士養成施設において特例教科目ではなく、通常の養成課程の教科目(告示に定める教科目)を修得していた場合、特例教科目を修得しなくても筆記試験科目が免除になる場合があります。修得した教科目が筆記試験科目に対応するかは、教科目を修得した指定保育士養成施設に確認してください。

筆記試験科目	修得が必要な特例教科目	修得が必要な養成課程の教科目 ^{※1} (告示に定める教科目)
1. 社会福祉	A. 福祉と養護	① 社会福祉
2. 子ども家庭福祉	A. 福祉と養護	② 子ども家庭福祉
	B. 子ども家庭支援論	③ 子ども家庭支援論
3. 子どもの保健	C. 保健と食と栄養 ^{※2}	④ 子どもの保健
4. 子どもの食と栄養		⑤ 子どもの食と栄養
5. 保育原理	D. 乳児保育	⑥ 乳児保育Ⅰ
		⑦ 乳児保育Ⅱ
	B. 子ども家庭支援論	⑧ 子育て支援
6. 社会的養護	A. 福祉と養護	⑨ 社会的養護Ⅰ

※1 養成課程の教科目(告示に定める教科目)は指定保育士養成施設により教科目名や教科目数が異なる場合があります。

※2 「3.子どもの保健」、または「4.子どもの食と栄養」は、どちらかがすでに免除になっていても、もう一方を免除するには「C.保健と食と栄養」を修得しなければなりません。

「1. 社会福祉」を免除する場合 …………… 「A. 福祉と養護」または「① 社会福祉」を修得

「2. 子ども家庭福祉」を免除する場合 …………… 「A. 福祉と養護」および「B. 子ども家庭支援論」を修得 または
「A. 福祉と養護」および「③ 子ども家庭支援論」を修得 または
「B. 子ども家庭支援論」および「② 子ども家庭福祉」を修得 または
「② 子ども家庭福祉」および「③ 子ども家庭支援論」を修得

「3. 子どもの保健」を免除する場合 …………… 「C. 保健と食と栄養」または「④ 子どもの保健」を修得

「4. 子どもの食と栄養」を免除する場合 …………… 「C. 保健と食と栄養」または「⑤ 子どもの食と栄養」を修得

「5. 保育原理」を免除する場合 …………… 「B. 子ども家庭支援論」および「D. 乳児保育」を修得 または
「B. 子ども家庭支援論」および「⑥ 乳児保育Ⅰ」および
「⑦ 乳児保育Ⅱ」を修得 または
「D. 乳児保育」および「⑧ 子育て支援」を修得 または
「⑥ 乳児保育Ⅰ」および「⑦ 乳児保育Ⅱ」および「⑧ 子育て支援」を修得

「6. 社会的養護」を免除する場合 …………… 「A. 福祉と養護」または「⑨ 社会的養護Ⅰ」を修得

5. 免除申請に必要な書類について

P17～18を確認してください。

6. 特例制度に対するよくある質問

Q1.	すでに免除になる科目があるが、特例教科目は4教科全て履修しなければならないか。
A.	免除したい試験科目に対応する特例教科目のみ修得すれば、該当の試験科目が免除になります。
Q2.	特例教科目を修得したので、「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」を提出するが、 様式2 実務証明書を平成28年以降提出している場合、今回も提出が必要か。
A.	必要ありません。(P9「追加の免除申請をする方」参照) ただし、平成28年以降の筆記試験結果通知書等のコピーの提出が必要です。
Q3.	実務経験の条件をまだ満たしていないが条件を満たしてからでないで特例教科目を履修できないのか。
A.	履修できます。「実務経験」と「特例教科目の修得」どちらが先でも構いません。 ただし、勤務施設が対象外であったり、廃園等で実務証明書が提出できない場合は「実務経験」に含めることができないので、事前に確認してください。(Q6参照)
Q4.	特例制度における4教科(特例教科目)はどこで学べるのか。
A.	特例制度における4教科の実施の有無や実施する教科は指定保育士養成施設により異なります。 指定保育士養成施設に直接問い合わせるか、またはこども家庭庁ホームページ(保育士資格取得特例で検索)にて確認してください。
Q5.	様式集の「 様式2 実務証明書」以外の実務証明書(前回以前の様式集に同封の実務証明書)は使用できないのか。
A.	当協議会ホームページよりダウンロードした「実務証明書」であれば最新版でなくても使用できますが、勤務期間や勤務時間の記載内容等に誤りがないか、 様式2 裏面の記入例を確認のうえ、提出してください。 ただし、「在職証明書」等所定の「実務証明書」以外では受け付けできません。
Q6.	施設が廃園になっている場合、実務証明書はどこで発行してもらうのか。
A.	当該施設の設置者(法人・自治体)が存続していれば証明が可能です。また、統合等によって法的に事務を引き継いだ施設・団体等が証明できる場合は、引き継いだ施設・団体の長による証明も可能です。いずれも難しく証明ができない場合または勤務当時が個人立の施設だった場合は、保育士試験事務センターに電話で連絡してください。
Q7.	特例制度はいつまで実施されるのか。
A.	P19の「1.特例制度とは」を参照してください。
Q8.	特例教科目(4教科)を修得して、施設から「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」を発行されたが、P18の表の 3 、「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」も必要か。
A.	不要です。以下の書類を提出してください。 ※「特例制度対象施設証明書」は認可外保育施設にて勤務の場合提出。 同封の受験申請書
<p>必要書類に旧姓(旧名)が記載されている方(現姓および旧姓両方の記載がある場合も含む)は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。 (戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。)</p>	
Q9.	昨年の受験申請時に「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」および「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」を提出したが、今年も必要か。
A.	試験科目改正の経過措置終了に伴い、平成28年以降に提出したことがある方も 再度提出が必要 です。(P40参照) 但し、令和5年前期および令和5年神奈川県独自地域限定試験において既に提出された方は不要です。
Q10.	認可外保育施設(P20の3.(9)参照)で勤務しているが、「特例制度対象施設証明書」はどのように発行してもらい提出するのか。
A.	① 施設が所在する都道府県等の保育主管課に、勤務していた施設および期間が対象であることを確認のうえ、施設・期間ともに該当する場合は「特例制度対象施設証明書」の用紙をもらう。 ② 「 様式2 実務証明書」を施設で作成してもらいコピーをとる。 ③ ②をもとに①の「特例制度対象施設証明書」(一部本人で記入)を作成する。 ④ ②のコピーと③の原本を併せて都道府県等に提出する。 ⑤ 都道府県等より証明印が押された「特例制度対象施設証明書」が発行される。 ⑥ 受験申請時には②と⑤のそれぞれ原本を提出する。

6

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格所有者の免除について

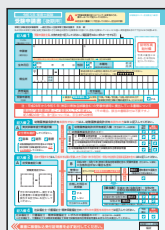
1. 制度の概要

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格をお持ちの方は、登録証のコピーを提出することにより、「社会的養護」・「子ども家庭福祉」・「社会福祉」が免除となります。

2. 必要な書類について

注意：受験申請時に必要書類が提出されていない場合は、免除科目があっても免除できません。
※平成28年～令和5年(神奈川県独自地域限定保育士試験含む)を受験された方はP9～12参照

同封の受験申請書



受験資格等を証明する書類※1

(初受験者)
卒業証明書等
原本
⇒P7～8参照

平成28年以降の
筆記試験結果
通知書等
コピー
⇒P9～12参照



登録証※2
(公印が写るように)
社会福祉士
or
介護福祉士
or
精神保健福祉士
コピー



その他免除に
必要な書類
P6～参照

※1 初めて受験する方は受験資格を証明する書類を提出する必要があります。詳細はP7～8参照。

※2 原本・感熱紙不可、カラーコピー禁止

改姓・改名された方

必要書類に旧姓(旧名)が記載されている方(現姓および旧姓両方の記載がある場合も必要)は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。

(戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。)

幼稚園教諭免許状所有者の免除について



P17～18を併せてご覧ください。

3. 指定保育士養成施設での科目等履修による免除について

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格をお持ちの方(「社会的養護」・「子ども家庭福祉」・「社会福祉」は免除)で、免除になる3科目以外の残りの科目についても、指定保育士養成施設^{※1}において、科目等履修により筆記試験科目および実技試験に対応する教科目を修得した場合、免除申請することにより、筆記試験科目の一部または全部および実技試験を免除することができます。対象となる方は「社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士保育士試験免除科目専修証明書」^{※2}を提出してください。

※1 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設。(児童福祉法第18条の6第1号にて規定)
卒業した(教科目を修得した)学校が指定保育士養成施設かは卒業した学校または施設に確認してください。また、**修得した教科目が筆記試験科目に対応するかは、卒業した(教科目を修得した)学校(指定保育士養成施設)に確認してください。(P40参照)**

※2 成績証明書等では免除になりません。
証明書に記載の試験免除科目等は、提出前に必ず確認してください。科目改正前の筆記試験科目(児童家庭福祉・児童福祉・小児保健等)で記載されている場合は免除できません。
また、試験免除科目名に「令和4年まで有効」と記載、証明書の発行が令和2年3月以前の場合も免除できません。

4. 本制度に対するよくある質問

Q1. 受験資格を証明する書類(卒業証明書等)の提出は必要か。
A. 登録証のコピーのみでは受験資格の証明ができませんので、必ず受験資格を証明する書類(大学、短期大学等の卒業証明書等)の提出が必要です。 ただし、 幼稚園教諭免許状のコピーを提出する場合は不要です。
Q2. 受験申請期日までに登録証のコピーが間に合わないかもしれないので、登録証のコピーではなく各福祉士試験の合格証書のコピーでもよいか。
A. 合格証書等では社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士であることを証する書類に該当しないため受理できません。
Q3. 各福祉士に関することはどこに聞いたらよいか。
A. 各試験を実施する社会福祉振興・試験センターのホームページをご確認ください。
Q4. 社会福祉主事任用資格でも免除されるか。
A. 免除されません。免除されるのは社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格をお持ちの方のみです。

2 受験する

1. 受験(筆記・実技)の際の注意事項について

(1) 試験会場への入場は受験者本人に限ります。

同伴者(お子様・ご家族等)の控室はありませんので、受験者本人以外の入場はできません。

(2) 試験当日欠席される場合、保育士試験事務センターに連絡する必要はありません。

※受験者の個人的な事情により、試験日程等を変更することはありません。

(3) 試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。

電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。

(4) 試験会場敷地内への下見行為はご遠慮ください。

試験日以外に会場の**建物内への無断で侵入する等の行為は絶対にしないでください。**

(5) 試験会場へは、公共交通機関を利用してください。

(6) 交通障害等による延着も遅刻になります。

各会場への交通手段、所要時間等は「受験票」等で確認をし、余裕をもって来場してください。

(7) 当日の昼食は、各自持参してください。

(8) 次のことをすると不正行為となります。

- ・ 受験中、携帯電話等の通信機器の電源を入れること、または使用すること。(アラームを鳴らす等)
- ・ カンニングをすること。
- ・ 試験監督員の指示に従わないこと。
- ・ 受験にあたっての禁止事項に該当する行為をすること。
- ・ 受験申請書に添付する書類を改竄し受験申請すること。(児童福祉法施行規則第6条の14第1項)
- ・ その他試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

不正行為をした場合は、後期受験の全ての筆記試験科目または実技試験分野の受験を停止する(受験を認めない)ほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。(児童福祉法施行規則第6条の14第2項)

※不正受験に該当した場合、受験申請書は受理されていますので、受験手数料の返金はできません。

(9) ゴミは試験会場には捨てず、各自で持ち帰ってください。

(10) 会場では係員の指示に従ってください。

(11) 試験室や座席の都合により空調の調整ができない場合がありますので、自身で調節できる服装で来場してください。

(12) 筆記試験会場周辺の路上に、試験結果を有料で知らせる業者がいることがありますが、これらの業者と保育士試験事務センターは関係がありませんので注意してください。

(13) マスク着用については、「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づき原則着用は求めません。ただし、会場の判断によりマスクの着用をお願いすることがあります。

■ 受験に際して補助等特別な対応を希望される方(怪我、妊娠中等)は、受験申請前に保育士試験事務センターまで連絡してください。

(障害をお持ちで受験上の配慮を希望される方は、受験申請のほかに、配慮に関する申請も必要です。)

注意1: 受験申請後のお申し出には、対応できない場合がありますので注意してください。

注意2: 会場の都合により、ご要望にお応えできない場合があります。

注意3: 配慮の内容により、医師の診断書、障害者手帳のコピー等を提出していただく場合があります。

2. 保育士試験出題範囲

出題範囲については当協議会ホームページ「保育士試験とは」の【出題範囲】を確認してください。

3. 筆記試験受験票について

受験票送付期間：令和5年10月6日(金)～10月13日(金)

筆記試験受験票が届いた時点で開封し、氏名・生年月日・住所・受験科目・免除科目等に誤りがないか確認してください。詳細はP31を参照してください。

4. 筆記試験について

◎筆記試験日程

試験日	試験科目	満点	入室時刻	試験時間
10月21日(土)	1科目目：保育の心理学	100	10:50	11:00～12:00
	2科目目：保育原理	100	12:50	13:00～14:00
	3科目目：子ども家庭福祉	100	14:20	14:30～15:30
	4科目目：社会福祉	100	15:50	16:00～17:00
10月22日(日)	5科目目：教育原理	50	9:50	10:00～10:30
	6科目目：社会的養護	50	10:50	11:00～11:30
	7科目目：子どもの保健	100	11:50	12:00～13:00
	8科目目：子どもの食と栄養	100	13:50	14:00～15:00
	9科目目：保育実習理論	100	15:20	15:30～16:30

- (1) 試験会場への入場開始は、21日(土)は午前10時から、22日(日)は午前9時からとします。
※試験会場への入場は、受験者本人に限ります。
- (2) **試験開始10分前までに試験室へ入室してください。(試験時間は監督員の時計で計ります。)**
- (3) 試験中の途中入室・途中退室について
途中入室：試験開始後20分(「教育原理」「社会的養護」は5分)までは入室を認めます。
途中退室：試験開始後30分～終了5分前までは、挙手により退室を認めます。
ただし、『教育原理』・『社会的養護』は、**途中退室は認めません。**
- (4) 各科目において、満点の6割以上得点した者を合格とします。
※『教育原理』および『社会的養護』は、令和5年後期筆記試験にて両科目とも満点の6割以上得点した者を合格とします。(片方のみ6割以上得点しても合格とはなりません。P38のQ19参照)
- (5) 筆記試験は、マークシート方式にて行います。
- (6) 筆記試験における法令・保育所保育指針等については、令和5年4月1日以前に施行されたものに基づいて出題します。
- (7) **当日の持ち物(試験中机上に置けるもの)**

◎受験票

※受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターに電話で連絡してください。

◎HB～Bの鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム

※鉛筆またはシャープペンシル以外での記入は0点になる場合があります。

※机の上に、筆箱等を置くことを禁止します。

※携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、試験時間中に使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

◎腕時計(試験室に時計がない場合があります。)

※アラーム等の音が鳴らないもの。計算機、電話等の通信機能のついていないもの。置時計不可。

注意：音(アラーム等)を発するものの試験室への持ち込み・使用は禁止します。

携帯電話を試験室に持ち込む場合は、操作方法を事前に確認のうえ電源を切ってください。

携帯電話等の機器を時計として使用することはできません。

5. 実技試験受験票について

受験票送付期間：令和5年11月28日(火)～12月4日(月)

実技試験受験票が届いた時点で開封し、氏名・生年月日・住所・受験分野等に誤りがないか確認してください。詳細はP31を参照してください。

6. 実技試験について

実技試験は、指定保育士養成施設におけるカリキュラムとの均衡に配慮し実施します。

また保育所保育指針「保育の内容」の5領域における「ねらい」および「内容」を達成するために、保育士として実践上必要な知識、技能、資質の観点から評価します。

◎**実技試験日程** ※幼稚園教諭免許状所有者等の実技試験免除者を除く、**筆記試験全科目合格者のみ行います。**

試験日	試験分野	満点
12月10日(日) 〔集合時間等については、 実技試験受験票にて 確認してください。〕	① 音楽に関する技術	50
	② 造形に関する技術	50
	③ 言語に関する技術	50

幼稚園教諭免許状所有者等の実技試験免除者以外は、受験申請時に上記①～③の中から**必ず2分野を選択してください。**

※受験申請書提出後の分野変更はできません。

■令和5年後期実技試験にて両分野とも満点の6割以上得点した者を合格とします。

(1) **受験票は必ず持参してください。**

※受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターまで電話で連絡してください。

(2) 受験票記載のガイダンス開始時刻に必ず集合してください。

(3) 試験会場への入場開始は、受験票記載のガイダンス開始時刻の30分前からとします。

※1 試験会場への入場は、受験者本人に限ります。

※2 会場により入場時間が異なる場合があります。

(4) 各自の実技試験開始時刻は、試験当日のガイダンスで案内します。

(5) 会場によっては試験が夕刻までおよぶ場合があります。

(6) 試験会場内では、音や声を出す練習はできません。

◎ 試験分野

1 音楽に関する技術

幼児に歌って聴かせることを想定して、課題曲の両方を弾き歌いする。

求められる力：保育士として必要な歌、伴奏の技術、リズムなど、総合的に豊かな表現ができること。

課題曲

1.『幸せなら手をたたこう』（作詞：木村利人 アメリカ民謡）

2.『やぎさんゆうびん』（作詞：まど・みちお 作曲：團伊玖磨）

- ピアノ、ギター、アコーディオンのいずれかで演奏すること。（楽譜（紙のみ）の持ち込み可）
- ピアノの伴奏には市販の楽譜を用いるか、添付楽譜のコードネームを参照して編曲したものを
用いる。
- ギター、アコーディオンで伴奏する場合には、添付楽譜のコードネームを尊重して演奏すること。
- いずれの楽器とも、前奏・後奏を付けてもよい。歌詞は1番のみとする。移調してもよい。

注意1：ピアノ以外の楽器は持参すること。持参楽器の不具合（弦切れなど）がないよう注意すること。

ピアノは会場に設置された楽器（グランドピアノ、アップライトピアノ、電子ピアノのいずれか）を使用する。

注意2：ギターはアンプの使用を認めないのでアコースティックギターを用いること。カポタストの使用は可。

注意3：アコーディオンは独奏用を用いること（合奏用は使用不可）。

注意4：曲全体を通じて、次のように演奏した場合は採点の対象外となるので留意すること。

- ・全体を通して伴奏しないで歌だけを歌った。
- ・全体を通して歌を歌わないで伴奏だけを弾いた。
- ・歌と同じ単旋律のみを弾きながら歌を歌った。

2 造形に関する技術

保育の一場面を絵画で表現する。

求められる力：保育の状況をイメージした造形表現（情景・人物の描写や色使いなど）ができること。

- 表現に関する問題文と条件を試験の当日に提示する。
- 当日示される問題文で設定された一場面を、条件を満たして表現すること。

注意1：当日の持ち物（試験中、机の上に置けるもの）

①鉛筆またはシャープペンシル（HB～2B）

②色鉛筆（12～24色程度）

- ※1 クレヨン・パス・マーカーペン等の使用は不可とします。
- ※2 水溶性色鉛筆の使用も可ですが、水分を塗布することは不可とします。
- ※3 摩擦熱で消える色鉛筆の使用は不可とします。
- ※4 色鉛筆ケース（筆箱等）を机の上におくことは可とします。
- ※5 携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、試験時間中に使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。
- ※6 受験者の間での用具の貸し借りは認めませんので、忘れないように注意してください。

③消しゴム

④腕時計

※1 アラーム等の音のならないもので、計算機、電話等の通信機能のついていないものに限ります。置時計不可。

上記①～④において、「人物の形をしたイラスト入りのもの」は机の上に置けません。（使用不可）

注意2：試験時間は45分です。

注意3：解答用紙の大きさはA4判ですが、絵を描く枠の大きさは縦横19cmとします。（紙の種類は試験の当日に提示します。）

3 言語に関する技術

3歳児クラスの子どもに「3分間のお話」をすることを想定し、下記の1～4のお話のうち一つを選択し、子どもが集中して聴けるようなお話をを行う。

求められる力：保育士として必要な基本的な声の出し方、表現上の技術、幼児に対する話し方ができること。

課題

1. 「ももたろう」(日本の昔話)
2. 「3びきのこぶた」(イギリスの昔話)
3. 「おおきなかぶ」(ロシアの昔話)
4. 「3びきのやぎのがらがらどん」(ノルウェーの昔話)

- 子どもは15人程度が自分の前にいることを想定する。
- 一般的なあらすじを通して、3歳の子どもがお話の世界を楽しめるように、3分にまとめてください。
- お話の内容をイメージできるよう、適切な身振り・手振りを加えてください。
- 絵本等を持つことを想定せず、お話をしてください。

注意1：お話をする際は立ってでも座ってでも構いません。

注意2：題名は開始合図のあと、一番最初に子どもに向けて言ってください。

注意3：絵本・道具(台本・人形)等の一切の使用は禁止です。

注意4：3分間は退出できません。時間は係がタイマーで計ります。

注意5：子どもに見立てた椅子等を前方に用意します。

音楽試験課題曲

※試験会場に楽譜は用意しますが、自分の楽譜(紙のみ)を持ち込むことも可とします。

幸せなら手をたたこう

木村 利人 作詞
アメリカ 民謡

しあわせならてをたたこう しあわせならてをたたこう しあ
わせならたいでしめそうよ ほらみんなでてをたたこう

(試験時は手をたたかなくてよい)

やぎさんゆうびん

まど・みちお 作詞
團 伊玖磨 作曲

しろやぎさん から おてがみついた
くろやぎさん たらよまずにたべた
しかたがないので おてがみかいた
さっきのてがみのごようじなあに

申請する

受験する

大阪府および沖縄県の試験について

質問する

7. 受験票・試験結果通知書の送付について

① 筆記試験受験票

送付期間：**令和5年10月6日(金)～10月13日(金)**

- **筆記試験全科目免除者には、筆記試験受験票は送付しません。**
- 筆記試験受験票が届いた時点で開封し、氏名・生年月日・住所・受験科目・免除科目等に誤りがないか確認してください。
誤りがあった場合や受験票を紛失した場合は、10月20日(金)までに保育士試験事務センターまで電話で連絡してください。
※免除科目について、10月20日(金)までに申し出が無い場合、誤りがあっても受け付けできません。
- 送付期間を過ぎても届かない場合は、10月16日(月)に保育士試験事務センターまで電話で連絡してください。

② 筆記試験結果通知書・実技試験受験票

送付期間：**令和5年11月28日(火)～12月4日(月)**

- (1)『筆記試験結果通知書』……………受験申請者全員(下記③の(1)の※1対象の方を除く)
- (2)『実技試験受験票(筆記試験結果)』……………筆記試験全科目合格者(実技試験受験対象者)
 - 実技試験受験票が届いた時点で開封し、氏名・生年月日・住所・受験分野等に誤りがないか確認してください。誤りがあった場合や受験票を紛失した場合は、12月5日(火)までに保育士試験事務センターまで電話で連絡してください。
 - 送付期間を過ぎても届かない場合は、12月5日(火)に保育士試験事務センターまで電話で連絡してください。
 - 筆記試験の正答は、11月28日(火)に当協議会ホームページに掲載します。

③ 合格通知書・一部科目合格通知書・実技試験結果通知書

送付期間：**令和6年1月12日(金)～1月19日(金)**

- (1)『合格通知書』……………保育士試験に合格した方※1
 - ※1 幼稚園教諭免許状所有者等で、筆記試験・実技試験が全て免除の方は、**令和5年10月6日(金)～10月13日(金)**の期間に合格通知書を送付します。
期日を過ぎても届かない場合は、10月16日(月)以降に保育士試験事務センターまで電話で連絡してください。
- (2)『一部科目合格通知書』……………筆記試験で1科目以上合格した方
合格した筆記試験科目は、科目毎に合格した年を含めて3年間有効です。(合格科目免除期間延長制度については、P13～16、P38.Q22参照)
- (3)『実技試験結果通知書』……………筆記試験全科目免除で実技試験が不合格だった方
 - 筆記試験にて合格科目がなく、実技試験受験対象者でない方へは、(1)～(3)の通知書は送付しません。(上記②の(1)筆記試験結果通知書が最後の送付物となります。)
 - 送付期間を過ぎても届かない場合は、1月22日(月)から1月24日(水)の期間に保育士試験事務センターまで電話で連絡してください。

- 筆記試験・実技試験の内容、合否、正答、採点基準、採点方法等についてのお問い合わせには一切応じられません。
- 受験票や各通知書の未着・紛失のお問い合わせは、受験申請者本人からのみとします。

8. 保育士の登録について

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に「登録事務処理センター」にて保育士試験合格通知書を用いて**保育士登録の手続きを行う必要があります**。

詳細は下記の機関にお問い合わせください。

※登録の手続きには、申請書類の受付よりおおむね2ヶ月程度かかります。

保育士登録についてのお問い合わせ先

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

[TEL] 03-3262-1080 [URL] <https://www.nippo.or.jp/hoikushi/>

※保育士試験事務センターとは別団体です。

9. 令和5年受験申請書[後期用]提出後の氏名・住所変更手続きについて

(1) **令和5年受験申請書[後期用]提出後**、氏名・住所に変更があった場合は、同封の**様式9**「氏名・住所変更届」を保育士試験事務センター宛に速やかに送付してください。

電話やメールでの変更手続きはできません。

- 住所が変更となる場合は、郵便局に転居届を提出してください。
- 同封の**様式9**を紛失された方は、当協議会ホームページ「保育士試験Q&A」より印刷して提出してください。

(2) 提出された変更届の内容が各通知に反映されるのは、下記の到着日までとなります。

- ① 筆記試験受験票に反映させる場合 …………… 9月12日(火)着
- ② 筆記試験結果通知書/実技試験受験票に反映させる場合 …………… 11月2日(木)着
- ③ 合格通知書/一部科目合格通知書/実技試験結果通知書に反映させる場合 …………… 12月18日(月)着

- 令和5年12月19日(火)以降は、**様式9**「氏名・住所変更届」を提出する必要はありません。
- 各通知書の送付期間(P31参照)に住所が変更となる場合は、至急、郵便局に転居届を提出してください。

10. 個人情報の取り扱いについて

一般社団法人全国保育士養成協議会(以下、「本会」という。)は、個人情報の取り扱いに関する基本方針を以下のとおり定め、個人情報の適正な保護と利用に努めます。また、適正な個人情報保護を実現するため、本基本方針を継続的に維持・改善します。

1. 法令の遵守：本会は、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等を遵守するとともに、より適正な事業執行に努めます。
2. 個人情報の適正な取得：本会は、個人情報を業務上必要な範囲において、適法かつ適正な手段により取得します。
3. 個人情報の利用：本会保育士試験事務センターは、個人情報については、以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。
 - ①保育士試験受験の申請手続き(受付、受験資格等の審査) ②保育士試験受験票の発行・送付
 - ③保育士試験の実施・受験者本人確認 ④保育士試験の試験結果通知及び合格通知
 - ⑤その他保育士試験に関連・付随する事務
4. 個人情報の第三者提供の制限：本会は、事前にご本人の同意を得ている場合や法令等に基づき許容される範囲を除き、個人情報を第三者に提供しません。なお、利用目的の達成に必要な範囲内において本会の業務を委託する場合には、業務委託先に個人情報を提供しますが、この場合においても、本会として業務の委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 個人情報の適切な管理：本会は、保有する個人情報を正確かつ最新な内容として保持するよう努めるとともに、個人情報への不正なアクセス、個人情報の漏えい、滅失、毀損などがないよう個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
6. 個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止等：本会は、保有する個人情報について、ご本人から自らに関する個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止等の申し出がなされた場合には、所定の手続に従い速やかに対応します。
7. 個人情報の取り扱いに関するご意見・ご要望のお申し出：本会の個人情報の取り扱いに関するご意見・ご要望については、適切かつ迅速に対応します。
8. 個人情報保護に向けた体制整備、職員教育の実施：本会は、個人情報の取り扱いが適正に行われることを確保するため、適切な管理体制を整備するとともに、職員の意識啓発に努めます。

また、自治体が独自に保育士試験を実施する場合、本会が実施する保育士試験と双方において、その結果を反映させるために必要な個人情報については、3の①から⑤の事務の達成に必要な範囲内で利用します。

11. 受験資格等詳細

(1) 次のいずれかに該当する方は受験資格があります。

- ①学校教育法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者
- ②学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ③学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ④学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)の専攻科(修業年限2年以上のものに限る)または特別支援学校の専攻科(修業年限2年以上のものに限る)を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ⑤専修学校(専門学校)と各種学校について
 - (ア)学校教育法第124条および第125条による専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る)または第134条の1による各種学校(同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る)を卒業した者
 - (イ)(ア)に規定する当該専修学校の専門課程または当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
 - (ウ)平成3年3月31日以前に学校教育法第124条および第125条による専修学校の高等課程(修業年限3年以上のものに限る)を卒業した者
- ⑥外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- ⑦学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設*において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者
- ⑧児童福祉施設*において、5年以上の勤務で、総勤務時間数が7,200時間以上、児童の保護に従事した者

* 児童福祉施設とは児童福祉法第7条第1項によって定められた次の12種類の施設を指します。

助産施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所(保育所型認定こども園含む)・幼保連携型認定こども園・児童厚生施設(児童館)・児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター

(幼稚園型認定こども園および地方裁量型認定こども園は次ページ(2)-①-アを参照してください。)

(2) 次の①または②に該当する場合は、経過措置により受験資格があります。

- ①平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者(旧中学校令による中学校を卒業した者を含む)もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- ②平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

12. 受験資格認定(知事認定)による受験について

(1) 受験資格認定(知事認定)の手続き方法

次ページ(2)「受験資格認定基準」に該当する方は、受験申請を希望する都道府県知事の認定を受け受験申請ができます。

該当する方は以下にしたがって受験資格認定(知事認定)の手続きをしてください。

※認定を受けた都道府県に限り受験申請できます。

他の都道府県で受験を希望する場合は再度受験を希望する都道府県の認定が必要です。

※今回の受験申請をする方で認定を受けていない場合は至急、手続きをしてください。

- ①施設(学校)が受験資格認定基準に該当していることを施設(学校)が所在する都道府県*1へ確認する。
- ②受験申請を希望する都道府県*1へ受験資格認定手続きの希望を申し出て申請手順(提出方法等)を確認する。
(施設が所在する都道府県*1と受験を希望する都道府県*1が同じ場合は①②を併せて確認。)
- ③施設(学校)へ必要書類(勤務証明書、卒業証明書等)の作成を依頼し、各証明書を受領する。
- ④受験資格認定申請書と必要書類等を受験申請を希望する都道府県*1に提出する。
- ⑤都道府県で受験資格認定の審査を行い、認められた場合は「受験資格認定証」が受験希望者に交付される。
- ⑥受験申請をする際は都道府県から送付された「受験資格認定証」のコピーを添付し、受験申請を行う。

※1 各都道府県の保育主管課へお問い合わせください。

(2) 受験資格認定基準

①学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる(ア)～(セ)の施設等において、2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護または援護に従事した者

(ア) 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園)

(イ) 幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む))

(ウ) 家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業)

(エ) 小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業)

(オ) 居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業)

(カ) 事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業)

※上記(エ)、(オ)、(カ)については、平成27年度からの新規事業のため、各事業所の勤務対象期間は当該事業の認可日からになります。それ以前の勤務期間が対象期間(対象施設)になるかは、施設が所在する都道府県の保育主管課に確認してください。

(キ) 放課後児童健全育成事業(児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業)

(ク) 一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業)

(ケ) 離島その他の地域において特例保育(子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育)を実施する施設(旧へき地保育所)

(コ) 小規模住居型児童養育事業(児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業)

(サ) 障害児通所支援事業(児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(放課後等サービス・児童発達支援のみ))

(シ) 一時保護施設(児童福祉法第12条の4に規定する一時保護施設)

(ス) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等

a： 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設)

b： 指定障害福祉サービス事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る))

(セ) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項もしくは同法第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの

a： 児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設

b： aに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

c： 児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設

d： 国、都道府県または市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

②上記①に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者

③P33の11(1)の①～⑥に準ずる者

(注) 法令等の改正により、根拠規定が変更になっている場合でも、これまで対象となっていた施設・事業に従事していた期間は、引き続き従事期間として算定して差し支えない。

本手引きをご覧になっても不明点のある方は、保育士試験事務センターに電話で連絡して下さい。(裏表紙参照)

3 大阪府および沖縄県の保育士試験について

令和5年後期の大阪府および沖縄県での保育士試験については、**通常試験**※1と**保育実技講習会**※2方式による**地域限定保育士試験**を同時に実施します。大阪府および沖縄県(宮古島、石垣含む)での受験を希望する場合は、**通常試験**※1または**地域限定保育士試験のどちらを受験するかを受験申請書の該当欄にて選択してください。**

受験申請書「受験申請地」記入欄

地域限定試験を受験する場合、を入れる

受験申請地 (左詰)

裏面の「受験申請地一覧」を参照

「大阪」「沖縄」「宮古島」「石垣」と記入された方で地域限定保育士試験の受験を選択する。手引きP35参照

する

地域限定保育士試験を選択される際は、受験申請書の記入欄2のA「**実技試験希望分野選択欄**」の記入は**不要**です。

※1 全国で保育士として働くことができる資格が付与される試験

※2 地域限定保育士試験において、筆記試験合格者が都道府県知事が実施する保育実技講習会(5日間)の受講を修了した場合に、当該試験の実技試験を免除する制度。

大阪府については、別紙「大阪府地域限定保育士試験のご案内」を参照してください。

沖縄県については、沖縄県庁ホームページにて確認してください。(講習会場は本島のみとなります。)

1. 地域限定保育士試験の概要

- ・地域限定保育士試験の合格者は、地域限定保育士として登録後、3年間は合格した自治体(国家戦略特区区域内)のみで保育士として働くことができる資格が付与されます。
- ・地域限定保育士の**登録を行ってから3年を経過すれば**、全国で「保育士」として働くことができます。
※合格通知書が届き、登録が完了するまでの期間は3年間に含まれません。
- ・受験資格や免除制度等については、基本的に通常試験と同じ取り扱いとなります。
本手引きにて確認してください。
- ・**地域限定保育士試験について、よくある質問**を当協議会ホームページQ&Aに掲載しております。

注意：地域限定保育士試験の**保育実技講習会の受講を修了後(幼稚園教諭免許状所有者は筆記試験全科目合格後)に**来年以降の**保育士試験の受験を希望される方**

来年以降の保育士試験の受験は可能ですが、**過去(通常、地域限定含む令和5年以前)の筆記試験で合格した科目の免除は全て無効となり、初受験扱いとなります。**なお、幼稚園教諭免許状所有者等の免除※1は合格後も適用可能です。

※1「保育の心理学」・「教育原理」・「実技試験」・「指定保育士養成施設での科目等履修」・「特例制度」等

2. 試験日程

通常試験
筆記試験
10月21日(土)・10月22日(日)
実技試験
12月10日(日)

地域限定保育士試験
筆記試験
10月21日(土)・10月22日(日)
保育実技講習会※
12月2日(土)～12月24日(日)

※沖縄県の保育実技講習会については沖縄県庁ホームページにて確認してください。

4 質問する

ここに掲載されていない質問も当協議会ホームページ「保育士試験Q&A」に掲載していますので、併せてご覧ください。

(1) 受験資格について (P8およびP33～34参照)

Q1. 保育士試験を受験するのに年齢の上限はあるか。
A. ありません。受験資格を満たしている方であればどなたでも受験できます。
Q2. 4年制大学を中退した場合、受験資格はあるか。
A. 学校教育法による4年制大学に満2年以上在学し、かつ62単位以上修得済であれば受験資格があります。
Q3. 短期大学に満2年以上在学し、かつ62単位以上修得して中退した場合、受験資格はあるか。
A. 保育士試験事務センターにお電話でお問い合わせください。
Q4. 専門学校卒業の場合、受験資格はあるか。
A. 以下の2つの条件がどちらも満たされている場合、保育士とは関係のない学校でも受験資格があります。 1. 学校教育法に基づいた専修学校であること。 2. 修業年限2年以上の専門課程を卒業していること。 または平成3年3月31日以前に修業年限3年以上の高等課程を卒業していること。
Q5. 高等学校卒業の場合、受験資格はあるか。
A. 高等学校卒業(または高等学校卒業程度認定試験(旧大検)の合格)が平成3年3月31日以前であれば、受験資格があります。 ※平成3年4月1日から受験資格が短期大学卒業程度に引き上げられたことによる経過措置で、平成3年3月31日以前に卒業された方が受験資格を有することとしています。高等学校保育科の場合は、平成8年3月31日以前の卒業で受験資格があります。 平成3年4月1日以降(保育科の場合は、平成8年4月1日以降)の高等学校卒業が最終学歴の場合、児童福祉施設において2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上を 受験申請の時点で満たした場合 、受験資格があります。
Q6. 学校教育法に規定する学校以外(大学校等)、あるいは海外の学校を卒業した場合、受験資格はあるか。
A. 受験資格として認められない場合がありますので、当協議会ホームページ「受験資格」を確認してください。ご不明な点は保育士試験事務センターにお電話でお問い合わせください。
Q7. 学童保育(放課後児童クラブ)に勤務しているが、受験資格の勤務経歴に該当するか。
A. 勤務先が下記の「対象事業」に該当し、P34の(2)の①または②に記載の勤務年数、総勤務時間数をともに満たしている場合、 都道府県知事への受験資格認定手続き(P33の12.(1)参照)を行い、認定が下りれば受験できます。 勤務先が下記の対象事業に該当するかは、勤務先施設または施設所在の都道府県にお問い合わせください。 ・対象事業：児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
Q8. 認可外保育施設に勤務しているが、受験資格の勤務経歴に該当するか。
A. 勤務先がP34の(2)の①-(セ)の条件に該当し、P34の(2)の①または②に記載の勤務年数、総勤務時間数をともに満たしている場合、 都道府県知事への受験資格認定手続き(P33の12.(1)参照)を行い、認定が下りれば受験できます。 勤務先がP34の(2)の①-(セ)の条件に該当するかは、勤務先施設または施設所在の都道府県にお問い合わせください。 注意：都道府県知事への受験資格認定手続きに使用する 「受験資格認定申請書」、「認可外保育施設勤務証明書」を保育士試験事務センターに提出しても受験できません。 ご不明な点は保育士試験事務センターにお電話でお問い合わせください。

申請する

受験する

大阪府および沖縄県の試験について

質問する

(2) 受験手続等について

Q9. 受験申請地は、現在住んでいる都道府県でなければならないか。
A. どの都道府県でも受験できます。また、前回とは別の都道府県を選ぶことも可能です。受験資格認定(知事認定)による受験の方はP33の12.参照。
Q10. 実技試験は、筆記試験と違う都道府県で受験できるか。
A. できません。筆記試験と同一の都道府県で受験していただきます。
Q11. 今年はまだ実技試験には進めないと思うので、受験申請時に実技試験の分野選択をしなくてもよいか。
A. 幼稚園教諭免許状所有者等の実技試験免除者以外の方は、必ず受験申請時に2分野を選択してください。2分野選択されていない場合、受験申請が受理できません。なお、実技試験の分野選択については次回の受験申請時に変更できます。
Q12. 受験申請書の「フリガナ」・「申請者(漢字姓名)」に制限があるか。
A. カナ姓名は併せて最大20文字、カナ姓・カナ名は各最大15文字。 漢字姓名は併せて20文字までです。 文字数が上記を超える場合は事前に保育士試験事務センターにお電話でご連絡ください。 使用できる文字はJIS第一水準・第二水準の漢字・ひらがな・カタカナ・ローマ字です。 それ以外の文字はカナ表記になります。

(3) 受験申請時の必要書類について

Q13. 卒業証明書はどこでもらえるか。
A. 卒業した学校に発行を依頼してください。(卒業証書ではありません) ※専修学校(専門課程に限る)を卒業した方は、同封の 様式6 「専修学校卒業(見込)証明書」を、専修学校(高等課程)、高等学校専攻科は、同封の 様式7 「卒業(見込)証明書」を使用してください。(P8参照)
Q14. 旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本は、どんな場合に必要になるか。
A. 必要書類の中で、記載されている姓がひとつでも現姓と異なるものがある場合は、 必要です 。 必要書類が筆記試験結果通知書等のコピーのみ旧姓の場合は 不要です 。
Q15. 卒業した学校が廃校になってしまった場合、どうすればよいか。
A. 事務手続きを引き継いでいる窓口もしくは学校が所在していた都道府県庁にお問い合わせください。
Q16. 最終学歴は大学中退だが、その前に専修学校を卒業している。受験申請時は大学の証明書を提出するのか。
A. 大学において満2年以上在学かつ62単位以上修得済であれば 様式5 「在学期間・単位修得証明書」を提出してください。前述の条件を満たしていない場合、条件を満たす専修学校の卒業であれば、 様式6 「専修学校卒業(見込)証明書」を提出してください。(Q4-A参照)
Q17. 昨年初めての受験で受験申請時に卒業証明書を提出したが、今年も必要か。
A. 不要です。 平成28年以降の筆記試験結果通知書のコピーを提出してください。 合格科目の免除申請については、P9~16を参照してください。
Q18. 昨年の受験申請時に幼稚園教諭免許状のコピーを提出したが、今年も必要か。
A. 不要です。 受験申請書に「管理ID」を記入し、平成28年以降のいずれかの筆記試験結果通知書等のコピーを提出してください。(P9~12参照)

(4) 免除・一部科目合格の有効期間について

Q19. 「教育原理」または「社会的養護」の片方を6割以上得点したので、次の試験ではもう片方の科目だけ受験すればよいか。												
A. 「教育原理」、「社会的養護」ともに受験が必要となります。(片方の合格によって片方のみ免除することはできません。) 令和5年後期試験にて両科目とも6割以上得点しないと合格にはなりません。												
Q20. 学校で筆記試験と同じ科目を修得したが、免除されるか。												
A. 以下に該当しない場合、学校で履修しているだけでは免除になりません。 ・幼稚園教諭免許状所有者はP17～22参照。 ・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格所有者はP23～24参照。												
Q21. 今年合格した筆記試験科目については、有効期限はあるか。												
A. あります。科目毎に合格した年を含めて3年間有効です。 例)令和5年に合格した科目……令和6年・令和7年の試験まで有効。 また、保育所・幼稚園等の対象施設において、対象期間内に一定の勤務期間および勤務時間、児童等の保護または援護もしくは幼児の教育(保育)に直接従事した場合、免除期間が更に最長2年間(令和9年の試験まで)延長することができます。(P13～16および、Q22参照)												
Q22. 今年合格した科目の免除期間を延長するにはどうしたらよいか。												
A. 保育所・幼稚園等の対象施設において対象期間内(下表参照)に一定の勤務期間および勤務時間、児童等の保護または援護もしくは幼児の教育(保育)に直接従事した場合、免除期間が更に2年間(令和9年の試験まで)延長することができます。(P13～16参照)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">令和5年度 令和5年4月～令和6年3月</th> <th style="width: 25%;">令和6年度 令和6年4月～令和7年3月</th> <th style="width: 25%;">令和7年度 令和7年4月～令和8年3月</th> <th style="width: 25%;">令和8年度 令和8年4月～令和9年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em;">←</div> <div style="text-align: center;"> <p>この期間に1年以上かつ、1,440時間以上の勤務 令和8年の試験まで免除期間が延長されます。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em;">←</div> <div style="text-align: center;"> <p>この期間に2年以上かつ、2,880時間以上の勤務 令和9年の試験まで免除期間が延長されます。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> </div> </td> </tr> </tbody> </table>	令和5年度 令和5年4月～令和6年3月	令和6年度 令和6年4月～令和7年3月	令和7年度 令和7年4月～令和8年3月	令和8年度 令和8年4月～令和9年3月	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em;">←</div> <div style="text-align: center;"> <p>この期間に1年以上かつ、1,440時間以上の勤務 令和8年の試験まで免除期間が延長されます。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> </div>				<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em;">←</div> <div style="text-align: center;"> <p>この期間に2年以上かつ、2,880時間以上の勤務 令和9年の試験まで免除期間が延長されます。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> </div>			
令和5年度 令和5年4月～令和6年3月	令和6年度 令和6年4月～令和7年3月	令和7年度 令和7年4月～令和8年3月	令和8年度 令和8年4月～令和9年3月									
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em;">←</div> <div style="text-align: center;"> <p>この期間に1年以上かつ、1,440時間以上の勤務 令和8年の試験まで免除期間が延長されます。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> </div>												
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em;">←</div> <div style="text-align: center;"> <p>この期間に2年以上かつ、2,880時間以上の勤務 令和9年の試験まで免除期間が延長されます。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> </div>												
Q23. 合格科目の再受験とはなにか。												
A. P10の4.を参照してください。												
Q24. 令和3年・令和4年・令和5年で筆記試験に全部合格して実技試験が不合格だった場合、今回で筆記試験の合格科目は全て無効になってしまうのか。												
A. 令和5年後期試験までは無効にはなりません。 ただし令和6年の試験では、令和3年に合格した科目のみ無効になります。												
Q25. 小学校教諭免許・看護師資格等を持っているが、免除になる科目はあるか。												
A. ありません。免除の対象となるのは、幼稚園教諭免許状所有者および、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士いずれかの資格所有者です。												
Q26. 平成31年(令和元年)に筆記試験科目改正前の「児童家庭福祉」に合格しているが免除されるか。												
A. 合格科目免除期間延長制度を利用した場合、経過措置により改正後の「子ども家庭福祉」が免除になります。 合格科目の免除期間についてはP10の3.を参照してください。												

(5) 幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修者について(P17～18参照)

Q27. 「指定保育士養成施設」とは何か。
A. 都道府県知事が指定する保育士を養成する学校その他の施設のことです。(児童福祉法第18条の6第1号に規定)
Q28. 自分が卒業した学校が指定保育士養成施設かわからない。
A. 卒業した学校に確認してください。
Q29. 昨年、幼稚園教諭免許状のコピーと幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書を提出したが、今年も両方必要か。
A. 幼稚園教諭免許状のコピーは再度提出不要ですが、幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書は試験科目改正の経過措置終了に伴い、平成28年以降に提出した方も再度提出が必要です。(P40参照) ※平成28年～令和5年に受験申請した方はP9～12参照
Q30. 在学中に、指定保育士養成施設に指定された場合はどうなるか。
A. 指定を受けた後に修得した教科目については、対象になります。詳しくは学校に確認してください。
Q31. 幼稚園教諭免許状取得見込みの場合、免除対象となるか。
A. なりません。ただし免許状取得後であれば、免許状取得以前に修得した教科目も対象になります。
Q32. すでに何科目か合格しているが、残りの科目を指定保育士養成施設で修得したら全科目合格となるか。
A. 筆記試験科目合格有効期限内に必要な書類を添付し、受験申請期間に受験申請をすれば、全科目免除で合格となります。
Q33. Q32-Aの状況(全科目免除)の場合、合格通知書は、いつ頃発行されるか。
A. 今回受験申請した場合、令和5年10月6日(金)～10月13日(金)の期間に送付します。P31の③(1)の※1を参照してください。

(6) その他

Q34. 筆記試験結果通知書または一部科目合格通知書を紛失したが、免除申請するにはどうすればよいか。
A. 同封の 様式1 「通知書紛失届」を受験申請書送付の際に、同封してください。
Q35. 昨年、一部科目合格通知書が届いた後に転居(または改姓)をした場合、受験申請の際に何か手続きは必要か。
A. 不要です。受験申請書には現住所(または現姓)を記入してください。
Q36. 受験申請書提出後に住所または氏名に変更があった。
A. P32の9を参照してください。
Q37. 受験対策の講習会はどこで開催されているか。また参考書等の入手方法はあるか。
A. 保育士試験事務センターでは、講習会の開催や参考書等の入手方法の案内は一切行っておりません。
Q38. 受験申請書が届いているか、確認はしてもらえるか。
A. 保育士試験事務センターでは到着確認は行っておりません。 ※「書留・特定記録郵便物等受領証」をもとに郵便局の「郵便追跡サービス」にて確認をしてください。
Q39. 科目改正前の参考書等を使用しても大丈夫か。
A. 改正後の試験科目に対応しているかは参考書等の出版元へお問い合わせください。 保育士試験事務センターでは参考書等の出版および入手方法の案内は一切行っておりません。
Q40. 児童福祉施設とはなにか。
A. 児童福祉法第7条第1項によって定められた次の12種類の施設を指します。 助産施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所(保育所型認定こども園含む)・幼保連携型認定こども園・児童厚生施設(児童館)・児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター ※幼稚園型もしくは地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、放課後等デイサービス等の受験資格認定基準(P34の(2)参照)に該当する施設については都道府県への受験資格認定(知事認定)を事前に行う必要がありますので、P33の12.(1)を参照してください。

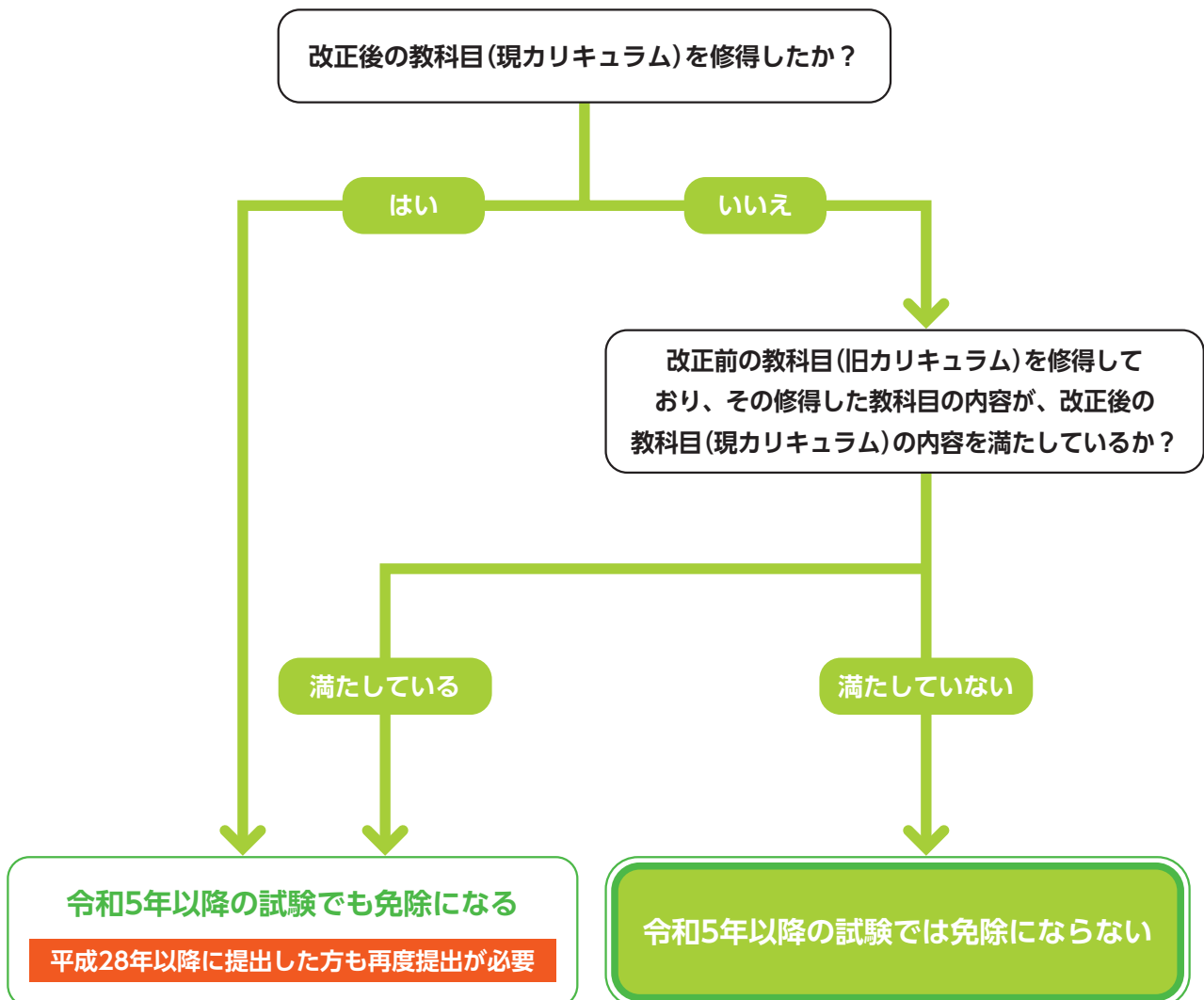
指定保育士養成施設での科目等履修による免除について (幼稚園教諭免許状または社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士資格所有者)

試験科目改正の経過措置終了に伴い、以下①～③の書類については平成28年以降に提出した方も**再度提出が必要**です。提出できない場合は免除されません。

但し、令和5年前期および令和5年神奈川県独自試験において既に提出されている方は不要です。

- ①幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）
- ②幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書
- ③社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士保育士試験免除科目専修証明書

※**令和4年の保育士試験までは**、経過措置により改正前の教科目(旧カリキュラム)の内容にて修得した方で、改正後の教科目(現カリキュラム)の内容を満たしていない場合でも①～③の書類を提出することにより免除できました。



注意：特例制度(P19～22参照)の「学び」により発行される「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」については、令和7年受験申請期間までとなります。(令和6年度(令和7年3月)までに「実務経験」と「学び」を終えていることが条件となります。)

MEMO

お問い合わせ

保育士試験指定試験機関
一般社団法人 全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

[TEL] フリーダイヤル **0120-4194-82**

[URL] <https://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

保育士試験

検索

- ※ IP電話からはつながりません。一般加入電話・携帯電話等を利用してください。
- ※ オペレーターによる対応は、月曜日～金曜日の午前9時30分～午後5時30分(祝日を除く)
他の時間帯は自動音声によるご案内となります。

- 注意1:** お問い合わせは受験申請者本人からのみとします。
- 注意2:** お問い合わせの前に必ずP36～39【質問する】をよくお読みください。
- 注意3:** 筆記試験・実技試験の内容、合否、正答、採点基準、採点方法等についてのお問い合わせには一切応じられません。

FAX:03-3590-5593

E-mail: shiken@hoyokyo.or.jp

※E-mailによるお問い合わせには、返信にお時間をいただく場合があります。